

議 会 要 覧

令 和 4 年

加 東 市 議 会

～ 目 次 ～

《市の概要》

1	市の沿革	1
2	位置・面積	1
3	人口・世帯	1
4	産業・経済	1
5	観光・文化	2
6	その他	2

《議会の概要》

1	議会の沿革	3
2	議会の構成	5
3	議員	5
4	議会組織	6
5	報酬・費用弁償	6
6	議会費の執行状況	7
7	議会視察受入れ状況	7
8	議会活動状況	8
9	委員会活動状況	9
10	市長提出議案審議結果	15
11	議員・委員会提出議案審議結果	20
12	請願審査	21
13	陳情審査	21
14	選挙	21
15	一般質問	21
16	協議又は調整を行うための場	24
17	市長への提案等	26
18	政策討論会	26
19	その他	26
20	議会関係諸規程	27
21	歴代議長・副議長	104
22	歴代市長	104
23	議会議員名簿	105

《加東市の概要》

1 市の沿革

明治 22 年の市町村制の施行により、社村（明治 45 年町制により社町）、福田村、上福田村、米田村、鴨川村、滝野村（大正 14 年町制により滝野町）、加茂村、上東条村、中東条村が誕生しました。

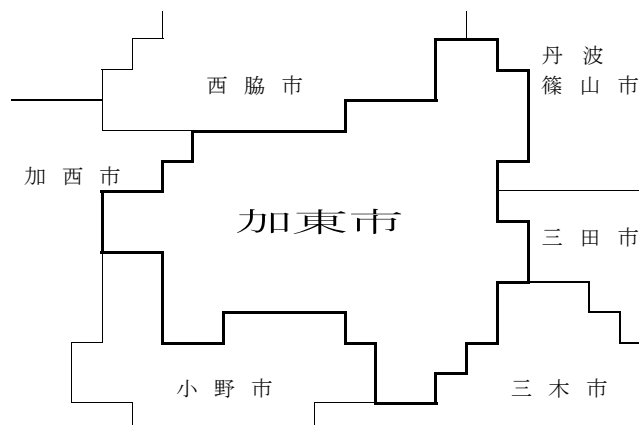
昭和 28 年には町村合併促進法が施行され、社町、福田村、上福田村、米田村、鴨川村が合併して社町が誕生（昭和 30 年 3 月 31 日）、滝野町、加茂村が合併して滝野町が誕生（昭和 29 年 3 月 31 日）、上東条村、中東条村が合併して東条町が誕生（昭和 30 年 3 月 31 日）し、加東郡は 3 町に再編されました。

そして、平成 18 年 3 月 20 日、社町、滝野町、東条町は合併して加東市が誕生し、「山よし！技よし！文化よし！夢がきらめく☆元気なまち 加東」の実現を目指しています。

2 位置・面積

加東市は、兵庫県中央部やや南よりに位置し、東は丹波篠山市、三田市、南は小野市、三木市、西は加西市、北は西脇市と接しています。

面 積	157.55 k m ²
東 西	19.9km
南 北	17.1km
東 経	134° 58′
北 緯	34° 55′



3 人口・世帯

区 分	世 帯 数	人 口		
		総 数	男	女
国 勢 調 査 (R2.10.01)	17,070 世帯	40,645 人	19,956 人	20,689 人
住 民 登 録 (R4.05.01)	17,199 世帯	39,628 人	19,542 人	20,086 人

4 産業・経済

市の中央部を東西方向に中国自動車道が走り、2つのインターチェンジを有する北播磨の交通の要衝となっている。国・県の施設が多く立地する市の中心部には、滝野社 I C があり、国道 175 号・国道 372 号が交差した交通の利便性を生かし、社サイエンスパーク、滝野工業団地へ製造業・流通業等の企業が進出し、それに関連して様々な産業が発展している。また、ひょうご東条 I C を中心として新市街地を形成するひょうご東条ニュータウン・インターパークへも、製造業・流通業等の企業が進出している。主産業である農業では、酒造好適米の山田錦の栽培が盛んであり、その一方で地域特性を生かした近郊農業や観光農業が発展しつつある。

5 観光・文化

県内最大の公園である県立播磨中央公園をはじめ、令和3年3月にオープンした「加東アート館」、ゴルフ場、「東条湖おもちゃ王国」、「滝野温泉ぽかぽ」、「東条温泉とどろき荘」などの施設があり、また清水東条湖立杭県立自然公園は、兵庫県中東部への観光ルートの玄関口的な役割を果たしており、阪神地域居住者の気軽な週末余暇・レクリエーションの場として機能している。

6 その他

市 花 コスモス（平成20年制定）

市 木 さくら（平成20年制定）

市のマスコットキャラクター 加東伝の助（平成20年制定）

市民憲章 わたしたちは、美しい自然・豊かな文化・あたたかな人々を誇る加東の市民として、
この憲章を定めます。（平成23年制定）

一、人と自然を愛し、安らぎのあるまちにしましょう。

一、学ぶ心を大切にし、文化あふれるまちにしましょう。

一、喜びをもって働き、健やかなまちにしましょう。

一、だれもが希望をもてる、明るいまちにしましょう。

姉妹都市 ワシントン州オリンピア市 （昭和56年提携）

カリフォルニア州ホリスター市（平成元年提携）

ワシントン州シェラン市 （平成8年提携）

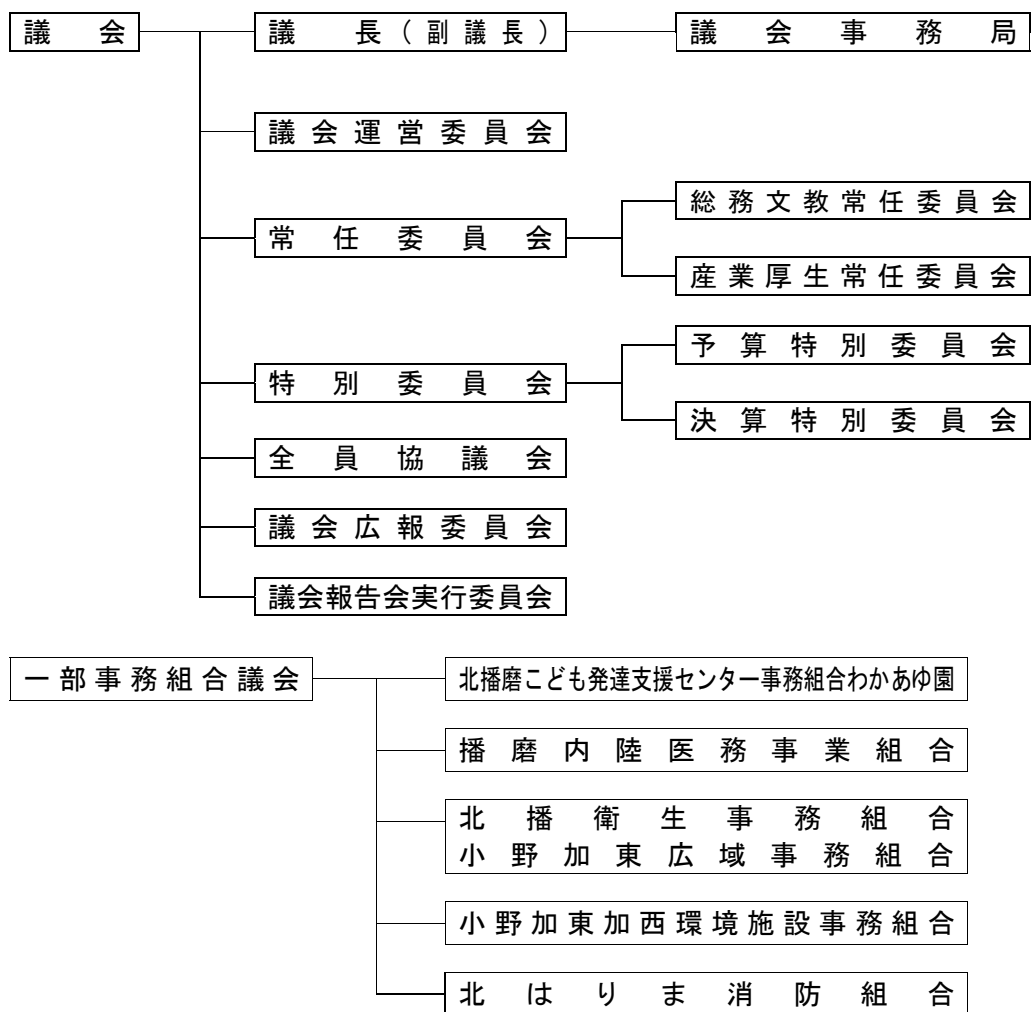
《議会の概要》

1 議会の沿革

平成18年 4 月	第1回加東市議会が開催される。 (在任特例により、平成18年10月末まで43議員) 議会運営委員会及び総務文教、産業建設、厚生 の 3 常任委員会を設置
平成18年 6 月	予算特別委員会設置
平成18年 9 月	決算特別委員会設置 (以後毎年9月に設置) 懲罰特別委員会設置 (懲罰動議提出による自動設置)
平成18年10月	市制施行後、初の議会議員選挙が行われ20人の議員が選出される。
平成19年 3 月	予算特別委員会設置 (議長を除く全議員が委員となり、以降毎年3月に設置) 議会広報特別委員会設置 (平成24年12月まで)
平成21年 3 月	懲罰特別委員会設置 (懲罰動議提出による自動設置)
平成21年 6 月	加東市議会議員定数条例を制定し、議員定数を18人とする。 (平成21年6月26日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用) 庁舎整備等検討特別委員会設置 (平成24年11月8日まで)
平成21年12月	議会基本条例策定特別委員会設置 (平成22年9月24日まで)
平成22年 9 月	議会基本条例策定
平成22年12月	加東市議会議員定数条例の一部を改正し、議員定数を16人とする。 (平成22年12月24日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用)
平成24年12月	全員協議会を法定化 議会広報委員会を法定化 議会報告会実行委員会を法定化
平成25年 6 月	公共施設のあり方検討特別委員会設置 (平成26年3月31日まで)
平成26年 3 月	私債権管理条例審査特別委員会設置 (平成26年3月27日まで)
平成26年11月	産業建設常任委員会と厚生常任委員会を統合し、産業厚生常任委員会を設置 公共施設適正化検討特別委員会設置 (平成28年3月25日まで)
平成28年 3 月	議会ICT推進研究部会設置(平成28年10月31日まで)
平成28年12月	議会ICT推進部会設置(平成30年10月31日まで)
平成29年 3 月	総合計画検討特別委員会設置 (平成30年3月31日まで)
平成29年 6 月	加東市議会会議規則及び加東市傍聴規則を改正し、議場及び委員会室への電子機器の持ち込みが可能となる。
平成29年 9 月	議会基本条例検討特別委員会設置 (平成30年10月31日まで)

平成３０年 ９ 月	加東市議会基本条例の全部改正（平成３０年９月２６日）
令和 元 年１２月	懲罰特別委員会設置（懲罰動議提出による自動設置）
令和 ２ 年 ３ 月	懲罰特別委員会設置（懲罰動議提出による自動設置）
令和 ２ 年 ５ 月	加東市新型コロナウイルス感染症対策連絡協議会設置
令和 ２ 年 ９ 月	懲罰特別委員会設置（懲罰動議提出による自動設置）
令和 ２ 年１０月	平成３０年９月に基本条例を改正したため、会議規則を全部改正。また、基本条例、委員会条例の一部を改正する。
令和 ２ 年１０月	加東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例を制定
令和 ２ 年１１月	加東市議会災害対策連絡協議会を法定化 加東市新型コロナウイルス感染症対策連絡協議会を廃止
令和 ３ 年 ３ 月	懲罰特別委員会設置（懲罰動議提出による自動設置）
令和 ３ 年 ３ 月	「コロナ差別を許さない加東市議会メッセージ」を議決
令和 ３ 年 ３ 月	議会基本条例評価・検証特別委員会設置（令和４年３月２４日調査終了）
令和 ３ 年 ５ 月	加東市議会災害時業務継続計画（ＢＣＰ）策定
令和 ３ 年 ９ 月	懲罰特別委員会設置（懲罰動議提出による自動設置）
令和 ３ 年１２月	加東市議会政策討論会を開催

2 議会の構成



3 議員

(1) 任期 平成30年11月1日～令和4年10月31日

(2) 議員定数 16人

(3) 所属党派別議員数（令和4年5月現在）

党派	公明党	共産党	無所属	計
人員	1	1	13	15

(4) 年齢別議員数（令和4年5月現在）

年齢	40～49	50～59	60～69	70～79	80～89	平均年齢
人員	1	1	6	6	1	67.6

(5) 期別議員数（令和4年5月現在）

期別	1期	2期	3期	4期	5期
人員	5	2	3	2	3

4 議会組織（令和4年5月現在）

議 長 小 川 忠 市 副議長 高 瀬 俊 介

議会運営委員会

委 員 長	副 委 員 長	委 員	委員定数
小 紫 泰 良	大畑一千代	山 本 通 廣 桑村 繁則 岸本眞知子 鷹 尾 直 人 別府みどり	7

常 任 委 員 会

委 員 会 名	委 員 長	副 委 員 長	委 員	委員定数
総 務 文 教	山 本 通 廣	廣 畑 貞 一	小 紫 泰 良 高瀬俊介 鷹尾直人 北 原 豊	8
産 業 厚 生	岸本眞知子	長谷川幹雄	井 上 茂 和 桑村繁則 石井雅彦 大畑一千代 古 跡 和 夫 別府みどり	8

委 員 会

委 員 会 名	委 員 長	副 委 員 長	委 員
議 会 広 報	長谷川幹雄	別府みどり	井 上 茂 和 桑村繁則 小 紫 泰 良 廣 畑 貞 一 鷹 尾 直 人
議会報告会 実 行	高瀬俊介	石 井 雅 彦	山 本 通 廣 岸本眞知子 大畑一千代 古 跡 和 夫 北 原 豊

特別委員会設置状況（令和3年1月1日～令和4年5月現在）

特 別 委 員 会 名	委員定数	設 置 年 月 日	消 滅 年 月 日
予 算	15	令和 3 年 3 月 1 日	令和 3 年 3 月 2 4 日
決 算	15	令和 3 年 9 月 1 日	令和 3 年 9 月 2 8 日
懲 罰	8	令和 3 年 3 月 1 1 日	令和 3 年 3 月 1 6 日
		令和 3 年 9 月 6 日	令和 3 年 9 月 1 5 日
議会基本条例評価・検証	6	令和 3 年 3 月 2 4 日	令和 4 年 3 月 2 4 日

一部事務組合等議会議員

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園	小 川 忠 市 別府みどり
播 磨 内 陸 医 務 事 業 組 合	高瀬俊介 鷹尾直人
北 播 衛 生 事 務 組 合 小 野 加 東 広 域 事 務 組 合	井 上 茂 和 岸本眞知子 廣 畑 貞 一
小野加東加西環境施設事務組合	桑 村 繁 則 小 紫 泰 良 長谷川幹雄
北 は り ま 消 防 組 合	石 井 雅 彦 大畑一千代
兵庫県後期高齢者医療広域連合	山 本 通 廣

各種委員

都 市 計 画 審 議 会	山 本 通 廣 廣 畑 貞 一
---------------	-----------------

5 報酬・費用弁償

(1) 月額報酬（平成18年11月1日から適用）

議 長 450,000円、副議長 380,000円、議 員 350,000円

(2) 期末手当（令和4年3月2日から適用）

6月 100分の215／12月 100分の215

※ 令和4年6月は、令和3年12月に支給した期末手当の額に222.5分の15を掛けた額を減額。（令和3年における人事院等の勧告による。）

(3) 費用弁償（平成18年3月20日から適用）

旅 費

鉄道賃、船賃、航空賃	車 賃	日 当	宿 泊 料
特別職の職員の旅費相当額	1kmにつき 37円	1日につき 1,200円	1夜につき 13,100円（甲地方） 11,800円（乙地方）

※ 規則により兵庫県内の区域の日当額は600円。ただし、三木市、小野市、加西市、西脇市、多可町は日当を支給しない。

6 議会費の執行状況

（単位：千円）

区 分	決 算 額			令和4年度 当初予算額
	令和元年度	令和2年度	令和3年度 （見込み額）	
報酬	68,760	70,471	70,150	70,574
給料	16,390	16,627	16,987	17,243
職員手当等	35,471	33,802	36,629	35,671
共済費	30,349	29,580	28,711	27,793
報償費	70	186	178	430
旅費	751	205	180	1,971
交際費	156	60	39	300
需用費	1,878	2,176	2,744	3,485
役務費	77	78	299	78
委託料	6,519	6,073	6,949	8,377
使用料及び 賃借料	331	90	91	1,189
備品購入費	0	390	612	21
負担金、補助 及び交付金	845	701	716	898
補償、補填及 び賠償金	0	0	10	0
計	161,597	160,439	164,295	168,030

7 議会視察受入れ状況

0件 ※新型コロナウイルス感染症対策としての視察自粛などのため、令和3年は議会視察受入れの実績なし

8 議会活動状況（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

区分	会期 会期	会期日数			本会議 日の委員会 日数	市長提出議案										議員・委員会提出案件						その他							
		本 会 議 日 数	休 会 日 の 委 員 会 日 数	そ の 他 の 休 会 日 数		提出件数			議決結果			提出件数			議決結果			一般 質問 件 数	請願・ 陳情 ※	※ 延べ 人数									
						予 算 例	決 算 算	人 事 案	専 決 処 分	予 算 例	予 算 算	決 算 算	予 算 例	予 算 算	決 算 算	予 算 例	予 算 算				決 算 算	予 算 例	予 算 算	決 算 算	予 算 例	予 算 算	決 算 算		
																												提出件数	議決結果
第96回 臨時会	2/8	1	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
第97回 定例会	3/1 ～ 3/24	5	11	8	24	2	16	16	0	21	3	0	56	8	7	0	0	15	56	0	0	0	0	0	6	12	18	0	1
第98回 臨時会	4/22																												
第99回 臨時会	5/12	1	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
第100回 定例会	6/1 ～ 6/24	3	4	17	24	0	5	2	0	0	4	0	11	2	0	0	0	2	11	0	0	0	0	0	1	11	22	0	4
第101回 臨時会	7/19																												
第102回 定例会	9/1 ～ 9/28	6	10	12	28	4	4	8	7	1	9	0	29	0	0	7	0	7	29	0	0	0	0	0	8	11	21	2	8
第103回 定例会	11/30 ～ 12/23	4	6	14	24	1	5	7	0	0	5	0	17	1	0	0	1	2	17	0	0	0	0	0	2	13	31	0	7
計		22	31	51	104	8	33	38	7	24	21	1	124	11	7	7	1	26	124	0	0	0	0	0	17	47	92	2	26

※請願・陳情は、本会議に上程した件数。

※傍聴者の延べ人数は、議員、報道関係を除く。

9 委員会活動状況（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

議会運営委員会

月 日		内 容	結 果
2 / 4	閉会中	第96回加東市議会臨時会の運営について 議会関係諸規定の押印手続き見直しについて	
2 / 22	閉会中	第97回加東市議会定例会の運営について 議会基本条例の評価・検証について 議会報告会実施要綱の一部改正について 議会緊急メッセージ（コロナ差別を許さない）について 議会BCPの策定について	
3 / 4	会期中	懲罰動議の提出に伴う定例会の運営について	
3 / 15	会期中	3月定例会の運営（第3日・第4日・最終日）について 閉会中の継続審査について	
3 / 17	会期中	3月定例会の運営（最終日）について	
3 / 22	会期中	議会BCPの策定について	
3 / 24	閉会中	5月臨時会、6月定例会等の日程について	
4 / 12	閉会中	議会BCPの策定について 一般質問時に使用する画像について 研修費の公費負担について	
4 / 19	閉会中	第98回加東市議会臨時会の運営について	
4 / 26	閉会中	議会BCPの策定について	
5 / 7	閉会中	第99回加東市議会臨時会の運営について 議会BCPの策定について	
5 / 25	閉会中	第100回加東市議会定例会の運営について 議会BCPの策定について	
6 / 18	会期中	6月定例会（最終日）の運営について 研修費の公費負担について 会議の開始時間について 市道認定の議案資料について 閉会中の継続審査について	
6 / 24	閉会中	9月定例会等の日程について 決算特別委員会の進め方について	
7 / 15	閉会中	第101回加東市議会臨時会の運営について 議員の連絡先等の公表方法について 一般質問の運営について 議会と市民との意見交換会実施要綱の検証について	
8 / 24	閉会中	第102回加東市議会定例会の運営について 決算特別委員会の進め方について	
9 / 1	閉会中	第102回加東市議会定例会の運営について	
9 / 3	会期中	第102回加東市議会定例会の運営について	
9 / 9	会期中	懲罰動議の提出に伴う定例会の運営について	
9 / 21	会期中	第102回加東市議会定例会（最終日）の運営について 閉会中の継続審査について	

9 / 28	閉会中	12月定例会等の日程について 加東市議会議会報告会実施要綱の一部改正について	
10 / 13	閉会中	議会と市民との意見交換会実施要綱の検証について	
10 / 21	閉会中	議会と市民との意見交換会実施要綱の検証について	
11 / 19	閉会中	今後のスケジュール（ロードマップ）について	
11 / 25	閉会中	第103回加東市議会定例会の運営について 政策立案ガイドラインの策定について	
12 / 6	会期中	政策討論会実施の是非について 政策立案ガイドラインの策定について	
12 / 16	会期中	第103回加東市議会定例会（最終日）の運営について	
12 / 20	会期中	政策立案ガイドラインの策定について 閉会中の継続調査について	
12 / 23	閉会中	令和4年3月定例会等の日程について 予算特別委員会の資料について	

総務文教常任委員会

月 日		内 容	結 果
1 / 7	閉会中	加東市地域公共交通網形成計画の進捗状況について 一般廃棄物処理業許可申請及び浄化槽清掃業許可申請に対する不許可決定の取消請求事件に係る報告について 委員会の研修について	
2 / 9	閉会中	新たな工業団地用地創出への取組及びやしろショッピングパーク Bio 南側開発の進捗状況について	
3 / 2 3 / 3	会期中	東条地域小中一貫校建設工事及び社地域小中一貫校基本設計について 東条学園の開校準備状況及び小中一貫校のカリキュラム（かとう学含む）内容について	
		加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決
		加東市社・東条放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決
		加東市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決
		第2次加東市総合計画前期基本計画の評価結果について 加東市定員適正化計画（第4次）について 加東市災害時受援計画の策定について 加東市学校施設長寿命化計画（案）について	
		加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決
		加東市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件	原案可決
		加東市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決
		閉会中の継続調査について	
3 / 25	閉会中	GIGAスクール環境における新しい教育情報化の動向（研修会） 講師：国立大学法人 兵庫教育大学大学院 学校教育研究科 教授 森山 潤 氏	
4 / 14	閉会中	地方公会計制度に基づく令和元年度決算財務書類について SLの解体・撤去について 6月の所管事務調査の案件について	

5 / 18	閉会中	認定こども園・保育所及びアフタースクールの利用状況について 東条地域小中一貫校建設工事について 社地域小中一貫校基本設計について 滝野地域小中一貫校建設地について	
6 / 2	会期中	加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決
		加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決
		令和2年度教育委員会 点検と評価について 閉会中の継続調査について	
7 / 15	閉会中	東条地域小中一貫校建設工事について（現地調査）	
8 / 12	閉会中	東条地域小中一貫校建設工事について 東条学園小中学校備品購入について 社地域小中一貫校カセ池造成工事について 9月の所管事務調査の案件について 「ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書」の提出について 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出について	
8 / 26	閉会中	東条学園小中学校備品購入について	
9 / 2	会期中	東条学園小中学校備品購入における調査（参考人からの意見聴取） 加東市地域公共交通網形成計画の総括について 令和2年度指定管理者導入施設のモニタリング（業務の履行状況）について 通学路の点検及び安全対策について 「ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書」の提出について 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出について 閉会中の継続調査について	
10 / 18	閉会中	スクールバスの通学方法の再検討に関する請願	採 択
		財政計画について	
11 / 2	閉会中	S Lの移設について 小中一貫校の整備について 加東市立学校における児童生徒用机椅子更新計画について 市内一律運賃制度の導入について 12月の所管事務調査の案件について	
12 / 2	会期中	加東市まちの拠点施設条例制定の件	原案可決
		公の施設の指定管理者の指定の件	原案可決
		加東市地域公共交通計画（案）の概要について 第2次加東市総合計画前期基本計画及び第2次総合戦略施策評価シート の作成状況について 電子自治体推進計画の進捗について 加東市小学校廃校後の活用検討状況について 東条学園新校舎の通学路及び通学方法について 加東市社会教育施設長寿命化計画（案）について 閉会中の継続調査について	

産業厚生常任委員会

月 日		内 容	結 果
1 / 8	閉会中	加東市病院事業部の業務及び経営状況（令和2年7月～9月）について コロナ禍における加東市民病院の医療機関としての体制と現状 防災と福祉の連携促進モデル事業の進捗と成果について 委員会の研修について	
2 / 9	閉会中	加東市自転車活用推進計画（素案）について 3月の所管事務調査の案件について	
2 / 22	閉会中	加東アート館（現地視察）	
2 / 26	閉会中	有害鳥獣対策について（研修会） 講師：兵庫県森林動物研究センター 森林動物専門員 野口 和人 氏	
3 / 4	会期中	加東市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決
		加東市まちづくり審査会条例制定の件	原案可決
		空家対策事業の状況について 天神東崎鹿谷土地区画整理事業の進捗状況について 加古川整備の進捗状況と今後の予定について 新型コロナウイルス感染症の影響による自殺者やDV被害者の現状 及び対策について 国営土地改良事業「東条川二期地区」について 鳥獣被害の対策状況について 閉会中の継続調査について	
4 / 15	閉会中	6月の所管事務調査の案件について	
5 / 19	閉会中	鳥獣被害対策（バッファゾーン整備）の取組状況について（現地 調査） 所管事務調査の案件について	
6 / 3	会期中	加東市病院事業部の業務及び経営状況（令和2年10月～令和3年 3月）について 新型コロナワクチン接種状況等について 閉会中の継続調査について	
7 / 19	閉会中	加東市の観光振興について（研修会） 講師：加東市観光協会 会 長 澤野 祥二 氏 事務局長 阿江 孝仁 氏 次 長 鶴野 泰寛 氏	
8 / 13	閉会中	「農業振興について」（研修会） 講師：株式会社 藤原 取締役専務 藤原 弘三 氏 総務部・雑貨部リーダー 藤原 美智代 氏	
9 / 3	会期中	加東市山田錦等酒造好適米営農継続支援交付金に関する請願	採 択
		加東こども家庭センターとの連携について 要支援者・要介護者の総数推移（増加率）について 認知症初期集中支援についての現状と実績について 令和2年度指定管理者導入施設のモニタリング（業務の履行状況） について 加東アート館の運営状況について 令和3年度における農地・農業用施設災害発生状況について 閉会中の継続審査について	

10 / 21	閉会中	介護サービス事業所における介護報酬返還について 加古川河川改修の状況及び新設される排水樋門の管理について 12月所管事務調査の案件について	
11 / 19	閉会中	加東市滝野交流保養館の経営について	
12 / 3	会期中	加東市病院事業部の業務及び経営状況（令和3年4月～令和3年9月）について 加東市危険木から市民等の生命・住宅等を守る条例（案）について 国道372号野村河高バイパスのフルランプ化及び福田橋撤去の状況について 市内道路の現地調査におけるアプリの活用状況について 閉会中の継続審査について	

合同審査会（総務文教常任委員会から産業厚生常任委員会への申し入れにより）

月 日		内 容	結 果
6 / 4	会期中	公共施設適正配置計画＜年次計画＞（令和3年3月改定）について	

議会基本条例評価・検証特別委員会

月 日		内 容	結 果
4 / 23	閉会中	議会基本条例の評価・検証について	
5 / 19	閉会中	議会基本条例の評価・検証について	
6 / 10	会期中	議会基本条例の評価・検証について	
6 / 25	閉会中	議会基本条例の評価・検証について	
7 / 9	閉会中	議会基本条例の評価・検証について	
8 / 13	閉会中	議会基本条例の評価・検証について	
11 / 8	閉会中	議会基本条例の評価・検証について	
12 / 10	会期中	議会基本条例の評価・検証について	

懲罰特別委員会

月 日		内 容	結 果
3 / 12	会期中	北原 豊君に対する懲罰の件	懲罰を科すべきもの （出席停止 10日間）
9 / 10	会期中	北原 豊君に対する懲罰の件 北原 豊君に対する懲罰の件（その2）	懲罰を科すべきもの （除名）

予算特別委員会

月 日		内 容	結 果
3 / 1 1	会期中	令和 3 年度加東市一般会計予算	原案可決
		令和 3 年度加東市国民健康保険特別会計予算	原案可決
		令和 3 年度加東市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
3 / 1 2		令和 3 年度加東市介護保険保険事業特別会計予算	原案可決
3 / 1 5		令和 3 年度加東市水道事業会計予算	原案可決
		令和 3 年度加東市下水道事業会計予算	原案可決
		令和 3 年度加東市病院事業会計予算	原案可決

決算特別委員会

月 日		内 容	結 果
9 / 7	会期中	令和 2 年度加東市一般会計決算の認定の件	認 定
		令和 2 年度加東市国民健康保険特別会計決算の認定の件	認 定
9 / 8		令和 2 年度加東市後期高齢者医療特別会計決算の認定の件	認 定
		令和 2 年度加東市介護保険保険事業特別会計決算の認定の件	認 定
9 / 9		令和 2 年度加東市水道事業会計決算の認定の件	認 定
		令和 2 年度加東市下水道事業会計決算の認定の件	認 定
9 / 1 5		令和 2 年度加東市病院事業会計決算の認定の件	認 定

10 市長提出議案審議結果（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

（1）地方自治法第96条第1項第1号（条例33件）

議案 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
2	加東市感染症の患者等の人権擁護に関する条例制定の件	2 / 8	2 / 8	原案可決
17	加東市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 1	3 / 24	委員会付託 原案可決
18	押印手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例制定の件	3 / 1	3 / 1	原案可決
19	加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 1	3 / 24	委員会付託 原案可決
20	加東市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件	3 / 1	3 / 24	委員会付託 原案可決
21	加東市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 1	3 / 24	委員会付託 原案可決
22	加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 1	3 / 24	委員会付託 原案可決
23	加東市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 1	3 / 1	原案可決
24	加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 1	3 / 1	原案可決
25	加東市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 1	3 / 24	委員会付託 原案可決
26	加東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件	3 / 1	3 / 1	原案可決
27	加東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 1	3 / 1	原案可決
28	加東市まちづくり審査会条例制定の件	3 / 1	3 / 24	委員会付託 原案可決
29	加東市手数料条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 1	3 / 1	原案可決
30	加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 1	3 / 1	原案可決
31	加東市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 1	3 / 1	原案可決
32	加東市社・東条放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 1	3 / 24	委員会付託 原案可決
41	加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件	5 / 12	5 / 12	原案可決
42	加東市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	5 / 12	5 / 12	原案可決
44	加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6 / 1	6 / 24	委員会付託 原案可決
45	加東市手数料条例の一部を改正する条例制定の件	6 / 1	6 / 1	原案可決
46	加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6 / 1	6 / 24	委員会付託 原案可決

47	加東市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例制定の件	6 / 1	6 / 1	原案可決
52	加東市個人情報保護条例及び加東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6 / 24	6 / 24	原案可決
62	加東市税条例の一部を改正する条例制定の件	9 / 1	9 / 1	原案可決
63	加東市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	9 / 1	9 / 1	原案可決
64	加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	9 / 1	9 / 1	原案可決
65	加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	9 / 1	9 / 1	原案可決
82	加東市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例制定の件	11/30	11/30	原案可決
83	加東市まちの拠点施設条例制定の件	11/30	12/23	委員会付託 原案可決
84	加東市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	11/30	11/30	原案可決
85	加東市下水道条例及び加東市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例制定の件	11/30	11/30	原案可決
86	加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	11/30	11/30	原案可決

(2) 地方自治法第96条第1項第2号（予算38件）

議案 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
1	令和2年度加東市一般会計補正予算（第10号）	2 / 8	2 / 8	原案可決
3	令和2年度加東市一般会計補正予算（第11号）	3 / 1	3 / 1	原案可決
4	令和2年度加東市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	3 / 1	3 / 1	原案可決
5	令和2年度加東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	3 / 1	3 / 1	原案可決
6	令和2年度加東市介護保険保険事業特別会計補正予算（第4号）	3 / 1	3 / 1	原案可決
7	令和2年度加東市水道事業会計補正予算（第4号）	3 / 1	3 / 1	原案可決
8	令和2年度加東市下水道事業会計補正予算（第3号）	3 / 1	3 / 1	原案可決
9	令和2年度加東市病院事業会計補正予算（第5号）	3 / 1	3 / 1	原案可決
10	令和3年度加東市一般会計予算	3 / 1	3 / 24	委員会付託 原案可決
11	令和3年度加東市国民健康保険特別会計予算	3 / 1	3 / 24	委員会付託 原案可決
12	令和3年度加東市後期高齢者医療特別会計予算	3 / 1	3 / 24	委員会付託 原案可決
13	令和3年度加東市介護保険保険事業特別会計予算	3 / 1	3 / 24	委員会付託 原案可決

14	令和３年度加東市水道事業会計予算	3 / 1	3 / 24	委員会付託 原案可決
15	令和３年度加東市下水道事業会計予算	3 / 1	3 / 24	委員会付託 原案可決
16	令和３年度加東市病院事業会計予算	3 / 1	3 / 24	委員会付託 原案可決
36	令和２年度加東市一般会計補正予算（第１２号）	3 / 24	3 / 24	原案可決
37	令和３年度加東市一般会計補正予算（第１号）	3 / 24	3 / 24	原案可決
38	令和３年度加東市一般会計補正予算（第２号）	4 / 22	4 / 22	原案可決
39	令和３年度加東市一般会計補正予算（第３号）	5 / 12	5 / 12	原案可決
40	令和３年度加東市水道事業会計補正予算（第１号）	5 / 12	5 / 12	原案可決
43	令和３年度加東市一般会計補正予算（第４号）	6 / 1	6 / 1	原案可決
51	令和３年度加東市一般会計補正予算（第５号）	6 / 24	6 / 24	原案可決
54	令和３年度加東市一般会計補正予算（第６号）	7 / 19	7 / 19	原案可決
55	令和３年度加東市一般会計補正予算（第７号）	9 / 1	9 / 1	原案可決
56	令和３年度加東市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	9 / 1	9 / 1	原案可決
57	令和３年度加東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	9 / 1	9 / 1	原案可決
58	令和３年度加東市介護保険保険事業特別会計補正予算（第１号）	9 / 1	9 / 1	原案可決
59	令和３年度加東市水道事業会計補正予算（第２号）	9 / 1	9 / 1	原案可決
60	令和３年度加東市下水道事業会計補正予算（第１号）	9 / 1	9 / 1	原案可決
61	令和３年度加東市病院事業会計補正予算（第１号）	9 / 1	9 / 1	原案可決
72	令和３年度加東市一般会計補正予算（第８号）	9 / 28	9 / 28	原案可決
76	令和３年度加東市一般会計補正予算（第９号）	11/30	11/30	原案可決
77	令和３年度加東市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	11/30	11/30	原案可決
78	令和３年度加東市介護保険保険事業特別会計補正予算（第２号）	11/30	11/30	原案可決
79	令和３年度加東市水道事業会計補正予算（第３号）	11/30	11/30	原案可決
80	令和３年度加東市下水道事業会計補正予算（第２号）	11/30	11/30	原案可決
81	令和３年度加東市病院事業会計補正予算（第２号）	11/30	11/30	原案可決
92	令和３年度加東市一般会計補正予算（第１０号）	12/23	12/23	原案可決

（３）地方自治法第９６条第１項第３号（決算７件）

認定 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
1	令和２年度加東市一般会計決算の認定の件	9 / 1	9 / 28	委員会付託 認 定

2	令和２年度加東市国民健康保険特別会計決算の認定の件	9 / 1	9 / 28	委員会付託 認 定
3	令和２年度加東市後期高齢者医療特別会計決算の認定の件	9 / 1	9 / 28	委員会付託 認 定
4	令和２年度加東市介護保険保険事業特別会計決算の認定の件	9 / 1	9 / 28	委員会付託 認 定
5	令和２年度加東市水道事業会計決算の認定の件	9 / 1	9 / 28	委員会付託 認 定
6	令和２年度加東市下水道事業会計決算の認定の件	9 / 1	9 / 28	委員会付託 認 定
7	令和２年度加東市病院事業会計決算の認定の件	9 / 1	9 / 28	委員会付託 認 定

(４) 地方自治法第９６条第１項第４号から第１４号

(ア) 契約（７件）

議案 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
50	加東市東条地域小中一貫校建設工事変更請負契約締結の件	6 / 1	6 / 1	原案可決
53	小型動力ポンプ付積載車等購入の件	6 / 24	6 / 24	原案可決
70	加東市社地域小中一貫校カセ池造成工事請負契約締結の件	9 / 1	9 / 1	原案可決
71	加東市立東条学園小中学校一般備品購入の件	9 / 1	9 / 6	原案可決
73	加東市バスターミナル整備工事請負契約締結の件	9 / 28	9 / 28	原案可決
74	加東市東条地域小中一貫校建設工事変更請負契約締結の件	9 / 28	9 / 28	原案可決
75	加東市立東条学園小中学校一般備品購入の変更の件	9 / 28	9 / 28	原案可決

(イ) その他（２件）

議案 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
33	土地取得の件	3 / 1	3 / 1	原案可決
91	土地取得の件	11/30	11/30	原案可決

(５) 地方自治法第９６条第１項第１５号及び第９６条第２項

(ア) 人事（２２件）

同意 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
1	加東公平委員会委員の選任の件	3 / 1	3 / 1	同 意
2	加東市固定資産評価審査委員会委員の選任の件	3 / 1	3 / 1	同 意
3	加東市固定資産評価審査委員会委員の選任の件	3 / 1	3 / 1	同 意
4	加東市固定資産評価審査委員会委員の選任の件	3 / 1	3 / 1	同 意
5	加東市農業委員会委員の任命に当たり認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求める件	3 / 1	3 / 1	同 意
6	加東市農業委員会委員の任命の件	3 / 1	3 / 1	同 意
7	加東市農業委員会委員の任命の件	3 / 1	3 / 1	同 意
8	加東市農業委員会委員の任命の件	3 / 1	3 / 1	同 意

9	加東市農業委員会委員の任命の件	3 / 1	3 / 1	同 意
10	加東市農業委員会委員の任命の件	3 / 1	3 / 1	同 意
11	加東市農業委員会委員の任命の件	3 / 1	3 / 1	同 意
12	加東市農業委員会委員の任命の件	3 / 1	3 / 1	同 意
13	加東市農業委員会委員の任命の件	3 / 1	3 / 1	同 意
14	加東市農業委員会委員の任命の件	3 / 1	3 / 1	同 意
15	加東市農業委員会委員の任命の件	3 / 1	3 / 1	同 意
16	加東市農業委員会委員の任命の件	3 / 1	3 / 1	同 意
17	加東市農業委員会委員の任命の件	3 / 1	3 / 1	同 意
18	加東市農業委員会委員の任命の件	3 / 1	3 / 1	同 意
19	加東市農業委員会委員の任命の件	3 / 1	3 / 1	同 意
20	加東市農業委員会委員の任命の件	3 / 1	3 / 1	同 意
21	加東市教育委員会教育長の任命の件	5 / 12	5 / 12	同 意
22	加東市教育委員会委員の任命の件	5 / 12	5 / 12	同 意

(イ) 人事 (2件)

議会諮問 番 号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
1	人権擁護委員候補者の推薦の件	3 / 1	3 / 1	適 任
2	人権擁護委員候補者の推薦の件	9 / 1	9 / 1	適 任

(ウ) その他 (12件)

議案 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
34	市道路線の認定の件	3 / 1	3 / 1	原案可決
35	兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更の件	3 / 1	3 / 1	原案可決
48	市道路線の認定の件	6 / 1	6 / 1	原案可決
49	市道路線の変更の件	6 / 1	6 / 1	原案可決
66	兵庫県市町交通災害共済組合の解散の件	9 / 1	9 / 1	原案可決
67	兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分の件	9 / 1	9 / 1	原案可決
68	兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更の件	9 / 1	9 / 1	原案可決
69	北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約の一部変更の件	9 / 1	9 / 1	原案可決
87	市道路線の認定の件	11/30	11/30	原案可決
88	市道路線の変更の件	11/30	11/30	原案可決
89	市道路線の廃止の件	11/30	11/30	原案可決
90	公の施設の指定管理者の指定の件	11/30	12/23	委員会付託 原案可決

(6) 地方自治法第179条（専決処分1件）

承認 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
1	専決処分の承認を求める件（加東市税条例等の一部を改正する条例制定）	4 / 22	4 / 22	承 認

(7) 報告事項（10件）

報告 番号	件 名	報 告 月 日
1	専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めること）	3 / 24
2	令和2年度加東市水道事業会計予算繰越計算書の報告の件	4 / 22
3	令和2年度加東市下水道事業会計予算繰越計算書の報告の件	4 / 22
4	令和2年度加東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件	6 / 1
5	株式会社夢街人とうじょうの経営状況の報告の件	6 / 1
6	公益財団法人加東文化振興財団の経営状況の報告の件	6 / 1
7	専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めること）	7 / 19
8	令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件	9 / 1
9	放棄した私債権の報告の件	9 / 1
10	専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めること）	11 / 30

11 議員・委員会提出議案審議結果（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

(1) 条例（0件）

(2) 規則（1件）

議案 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
1	加東市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件	3 / 1	3 / 1	原案可決

(3) その他議案（0件）

(4) 意見書（2件）

意見書 番 号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
1	ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書	9 / 28	9 / 28	原案可決
2	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	9 / 28	9 / 28	原案可決

(5) 決議（2件）

決議 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
1	議会基本条例評価・検証特別委員会設置に関する決議	3 / 24	3 / 24	原案可決
2	コロナ差別を許さない加東市議会メッセージに関する決議	3 / 24	3 / 24	原案可決

(6) 動議 (6件)

件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
予算特別委員会設置に関する動議	3 / 1	3 / 1	可 決
北原豊君に対する懲罰の件	3 / 11	3 / 16	委員会付託 可 決
決算特別委員会設置に関する動議	9 / 1	9 / 1	可 決
北原豊君に対する懲罰の件	9 / 6	9 / 15	委員会付託 否 決
北原豊君に対する懲罰の件 (その2)	9 / 9	9 / 15	委員会付託 否 決
北原豊君に20日間の出席停止の懲罰を科す動議	9 / 15	9 / 15	可 決

(7) その他 (6件)

件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
委員会の閉会中の継続審査の件	3 / 24	3 / 24	決 定
委員会の閉会中の継続調査の件	6 / 24	6 / 24	決 定
懲罰特別委員会委員の辞任及び選任の件	9 / 9	9 / 9	決 定
委員会の閉会中の継続調査の件	9 / 28	9 / 28	決 定
議会運営委員の辞任及び選任の件	12 / 23	12 / 23	決 定
委員会の閉会中の継続調査の件	12 / 23	12 / 23	決 定

12 請願審査 (令和3年1月1日～令和3年12月31日) 2件

請願 番号	件 名	付 託			本会議議決	
		年月日	委 員 会	結 果		
3-1	加東市山田錦等酒造好適米営農継続支援交付金に関する請願	9 / 1	産 厚	採 択	9 / 28	採 択
3-2	スクールバスの通学方法の再検討に関する請願	9 / 28	総 文	採 択	11 / 30	採 択

13 陳情審査 (令和3年1月1日～令和3年12月31日) 0件

14 選挙 (令和3年1月1日～令和3年12月31日) 0件

15 一般質問 (令和3年1月1日～令和3年12月31日)

3月定例会

順 序	質 問 者	質 問 事 項
1	高 瀬 俊 介	1 新型コロナワクチン接種に関して

2	小 紫 泰 良	1 コロナ禍の加東市と加東市民の影響について 2 令和2年度加東市学校教育の進展の評価と令和3年度の基本方針について
3	廣 畑 貞 一	1 第1期加東市子ども・子育て支援事業計画について 2 第2期加東市子ども・子育て支援事業計画について
4	桑 村 繁 則	1 加東市地域公共交通網形成計画について
5	長谷川 幹雄	1 社会基盤整備事業の復活による道路整備（歩道等）について 2 地域公共交通網形成計画の進捗状況について
6	井 上 茂 和	1 コロナ禍において、生活様式が大きく変わっていく加東市の方向性について
7	鷹 尾 直 人	1 東条地域小中一貫校建設にあたって 2 市民目線に立った事務の進め方について
8	古 跡 和 夫	1 新型コロナを抑えこむための加東市の取り組みについて
9	大畑 一千代	1 農業振興について
10	別府みどり	1 多胎児支援と多子家庭への支援について
11	岸本 眞知子	1 祝日（休日）の可燃ごみ収集について再度問う 2 スマートウェルネスシティの取り組みについて
12	藤 尾 潔	1 公共交通について 2 公共施設のトイレについて

6月定例会

順 序	質 問 者	質 問 事 項
1	小 紫 泰 良	1 コロナ禍の加東市と加東市民の影響について 2 消防車を運転できない消防団員について
2	廣 畑 貞 一	1 小中一貫教育実践での教職員の負担について 2 かとう学の履修について
3	北 原 豊	1 南山地区の小学校予定地に小学校が建設されなかったことによる補償について 2 加東市が小野市のようなコミュニティバスにしない件について
4	石 井 雅 彦	1 教育長の重点項目について問う 2 緊急事態宣言の再延長による児童・生徒への影響について
5	長谷川 幹雄	1 通学路と東条地域のスクールバス運行状況について
6	別府みどり	1 教育ICT環境の実現に向けて 2 空き家対策と移住促進の連携について
7	大畑 一千代	1 強風による倒木対策
8	古 跡 和 夫	1 ヤングケアラーについて 2 生理用品の無料配布事業を歓迎するとともにさらに充実を求める 3 交通弱者の救済を求める

9	鷹 尾 直 人	1 東条学園小中学校のスクールバスの運行について
10	岸 本 眞 知 子	1 ヤングケアラーについて 2 まちぐるみ総合健診について
11	藤 尾 潔	1 コロナの自主検査助成について 2 プログラミング教育について 3 学校薬剤師について 4 監査における指摘への対応について

9月定例会

順 序	質 問 者	質 問 事 項
1	廣 畑 貞 一	1 子どもの体力向上推進事業の進捗状況について 2 学校運営協議会制度設置について
2	小 紫 泰 良	1 井戸敏三前知事の評価と齋藤元彦新知事への期待について 2 子どもの新型コロナウイルス感染急増による学校での感染予防と今後の対策は
3	高 瀬 俊 介	1 新型コロナワクチン接種及び小中学校におけるコロナ対策に関して
4	古 跡 和 夫	1 高齢による難聴者の補聴器購入への補助制度を作ること 2 マイナンバーカード所有者対象の商品券は税金の使い方として公正なのか 3 小・中学校の運動会・体育大会の日程について検討すべきでは 4 子どもの新型コロナウイルス感染症を防止するための加東市の対策を問う
5	鷹 尾 直 人	1 東条学園小中学校のスクールバスの運行・通学方法について
6	大 畑 一 千 代	1 強風による倒木対策について改めて問う
7	長 谷 川 幹 雄	1 東条地域における乗合タクシー等（デマンド方式）について 2 定額運賃システムのバス運行の進捗状況について
8	石 井 雅 彦	1 『山田錦』乾杯まつり2021について
9	別 府 み どり	1 高齢社会対策について 2 認知症ケアについて
10	岸 本 眞 知 子	1 コロナ禍における自宅療養者・待機者への配食サービスについて 2 歳入歳出外現金の管理体制について
11	藤 尾 潔	1 新型コロナウイルスへの対応（特に罹患後）について 2 猫の餌付けについて 3 小中一貫校について

12月定例会

順 序	質 問 者	質 問 事 項
1	廣 畑 貞 一	1 加東市教育委員会施策の改革への考えについて
2	古 跡 和 夫	1 マイナンバーカードについて 2 高齢者の難聴をカバーする補聴器への補助金を支給することについて 3 米価の下落、さらに獣害、また原油高による生産コストの上昇について
3	小 紫 泰 良	1 マイナンバーカードの普及促進と利活用について

4	北 原 豊	1 全部署で前々年度、前年度歳出を節約した工夫の具体例と疑問点について 2 滝野地域の市街化調整区域に中学校建設可能なのに委員会での違う発言の件 3 東条地域及び社地域小中一貫校教室の後方の空きスペース約30cmの件 4 自主運行バス、乗り合いタクシーを効率のよい予約制にしない件について 5 加湿器だけで、2千万円以上支出のオゾン発生装置が不必要と思われる件 6 1億円以上の備品購入に見積を取らなかった件
5	井 上 茂 和	1 安田市長の出馬表明について
6	石 井 雅 彦	1 自転車の活用推進について 2 加東市ワンチーム商品券とマイナンバーカードについて
7	長谷川 幹雄	1 市内一律運賃制度の進捗状況について 2 東条地域の危険な通学路とスクールバス運行の対応について
8	別府みどり	1 男女共同参画について 2 校則の見直しについて 3 子どもの貧困対策について
9	大畑 一千代	1 北はりま消防組合から脱退する考えはないか 2 子育て支援について
10	桑 村 繁 則	1 加東市内小学校の通学路の安全対策について 2 市内の交通手段について 3 まちの拠点づくりについて 4 新たな工業団地の創出について
11	岸本 眞知子	1 保育の質の確保について 2 コロナ禍における市内交通業者への支援について 3 投票済証明書の有効利用について
12	鷹 尾 直 人	1 東条地域小学校2校の閉校後の活用方針について 2 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について
13	藤 尾 潔	1 KCVの今後のあり方について

16 協議又は調整を行うための場（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

全員協議会

月 日		内 容
2 / 22	閉会中	第97回加東市議会定例会議案説明 会議規則の一部改正について
3 / 24	閉会中	一部事務組合議会の報告について 第20回議会報告会の開催について
5 / 25	閉会中	第100回加東市議会定例会議案説明 研修費の公費負担について
6 / 24	閉会中	研修費の公費負担について 会議の開始時間について

8 / 2 4	閉会中	アフタースクールにおけるコロナ陽性者発生後の対応について 第102回加東市議会定例会議案説明 9月定例会の一般質問の実施方法について 決算特別委員会の進め方について 議員名簿（連絡先の公表）について 議会と市民との意見交換会実施要綱の検証について 議会基本条例評価・検証特別委員会の中間報告について
9 / 2 8	閉会中	議会広報委員会、議会報告会実行委員会の改選について 委員長、副委員長の選出について
1 1 / 2 5	閉会中	執行機関からの報告 第103回加東市議会定例会議案説明 議会と市民との意見交換会実施要綱の一部改正について
1 2 / 2 3	閉会中	一部事務組合議会等の報告について 令和4年度の当初予算（議会事務局分）について

議会広報委員会

月	日		内	容
1	/	6	閉会中	議会広報（第56号）編集について
1	/	14	閉会中	議会広報（第56号）編集について
1	/	20	閉会中	議会広報（第56号）編集について
2	/	24	閉会中	議会広報（第57号）編集について
3	/	19	会期中	議会広報（第57号）編集について
3	/	30	閉会中	議会広報（第57号）編集について
4	/	7	閉会中	議会広報（第57号）編集について
4	/	19	閉会中	議会広報（第57号）編集について
5	/	25	閉会中	議会広報（第58号）編集について
6	/	22	会期中	議会広報（第58号）編集について
7	/	2	閉会中	議会広報（第58号）編集について
7	/	8	閉会中	議会広報（第58号）編集について
7	/	16	閉会中	議会広報（第58号）編集について
9	/	1	会期中	議会広報（第59号）編集について
9	/	22	会期中	議会広報（第59号）編集について
10	/	5	閉会中	議会広報（第59号）編集について
10	/	13	閉会中	議会広報（第59号）編集について
10	/	19	閉会中	議会広報（第59号）編集について
11	/	25	閉会中	議会広報（第60号）編集について
12	/	21	会期中	議会広報（第60号）編集について
12	/	28	閉会中	議会広報（第60号）編集について

議会報告会実行委員会

月	日		内	容
2	/	18	閉会中	第20回議会報告会の開催について

4 / 13	閉会中	第20回議会報告会実施方法の検討について 議会報告会開催時使用資料について アンケートの内容について（通常どおり開催する場合のみ）
8 / 24	閉会中	令和3年5月実施議会報告の検証について 第20回議会報告会開催方法の検討について 加東市議会議会報告会実施要綱の見直しについて
10 / 6	閉会中	第20回議会報告会実施の検討について
10 / 25	閉会中	第20回議会報告会放送資料の確認について

議会報告会（実績）

月	日	
5 / 13		議会報告（新型コロナウイルス感染症拡大防止のためケーブルテレビにて放送）
5 / 14		
5 / 15		
11 / 18		第20回議会報告会（新型コロナウイルス感染症拡大防止のためケーブルテレビにて放送）
11 / 19		
11 / 20		

加東市議会災害対策連絡協議会

月	日	内	容
7	15	議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の対応方針について	

17 市長への提案等

月	日	内	容
9	28	令和2年度決算にかかる意見書（決算特別委員会）	

18 政策討論会

月	日	内	容
12	16	危険空家除去費用助成制度について	

19 その他

- (1) 令和3年度当初予算審査の方法
 - ・予算特別委員会で審査（15人）
- (2) 令和2年度決算審査の方法
 - ・決算特別委員会で審査（15人）
- (3) 一般質問の運営について
 - ・質問者が11名以上の場合は、2日間で実施する。その場合は、1日目を7名、2日目に残りの質問者が行う。
- (4) 会議録
 - ・ICレコーダーによる全文記録
 - ・民間業者委託（印刷製本含む）
 - ・議員、理事者に配布

(5) 広報活動

- ・議会広報の発刊（令和3年11月発行分から全ページフルカラー化）
- ・市議会のホームページに、本会議・常任委員会等日程のお知らせ、議決結果一覧表の掲載、議案・一般質問通告書・委員会資料の掲載、会議録の掲載、議会だよりの掲載、本会議インターネット生放送、本会議・常任委員会のインターネット録画放送
- ・CATVによる、本会議の生放送、一般質問通告一覧の文字放送

(6) 役員任期

- ・申し合わせにより2年（ただし、議会広報委員及び議会報告会実行委員は1年とする）

(7) 議会事務局

- ・事務局長、次長、副課長、書記

20 議会関係諸規程（令和4年5月現在）

- (定 数) ・社町、滝野町及び東条町の廃置分合に伴い新たに設置される市の議会の議員の定数に関する協議書……………P28
- ・加東市議会議員定数条例……………P28
- (会 議) ・加東市議会基本条例……………P29
- ・加東市議会と市民との意見交換会実施要綱……………P34
- ・加東市議会議会報告会実行委員会規程……………P37
- ・加東市議会議会報告会実施要綱……………P38
- ・加東市議会定例会条例……………P39
- ・加東市議会定例会規則……………P39
- ・加東市議会の議決すべき事件に関する条例……………P40
- ・加東市議会委員会条例……………P41
- ・加東市議会投票用紙規程……………P44
- ・加東市議会会議規則……………P45
- ・加東市議会全員協議会規程……………P61
- ・加東市議会災害対策連絡協議会規程……………P62
- ・加東市議会運営基準……………P63
- ・加東市議会傍聴規則……………P74
- ・加東市議会手話通訳及び要約筆記実施要綱……………P76
- ・加東市議会議員記章規程……………P77
- ・加東市議会広報の発行に関する規程……………P78
- ・加東市議会広報の編集に関する内規……………P79
- ・加東市議会自由討議実施要綱……………P80
- ・加東市議会政策討論会実施要綱……………P81
- ・加東市議会会派規程……………P83
- ・加東市議会における情報通信機器の使用基準……………P89
- (事務局) ・加東市議会事務局設置条例……………P90
- ・加東市議会事務局処務規程……………P91
- ・加東市（議会）情報公開条例施行規程……………P95
- ・加東市（議会）個人情報保護条例施行規程……………P95
- (その他) ・加東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例……………P96
- ・加東市議会議員が参加を希望する研修にかかる経費の負担に関する内規……………P98
- ・加東市議会議長交際費支出基準……………P99
- ・加東市議会議員互助会規約……………P101
- ・加東市議会議員互助会慶弔規程……………P103

社町、滝野町及び東条町の廃置分合に伴い新たに設置される市の議会の議員の定数に関する協議書

平成18年3月20日から社町、滝野町及び東条町を廃し、その区域をもって、新たに「加東市」を設置することに伴う、「加東市」の議会の議員の定数について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

「加東市」の議会の議員の定数は、20人とする。
平成17年2月3日

社 町 長 小東愼介
滝野町長 山本廣一
東条町長 小池 敏

加東市議会議員定数条例（平成21年6月26日加東市条例第28号）

加東市議会議員定数条例を次のように定める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、加東市議会議員の定数を16人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

附 則（平成22年12月24日条例第28号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

加東市議会基本条例（平成30年9月26日加東市条例第42号）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第7条）

第3章 市民と議会との関係（第8条—第11条）

第4章 議会と市長等との関係（第12条—第16条）

第5章 自由討議の保障（第17条・第18条）

第6章 委員会の活動（第19条）

第7章 議会及び議会事務局体制の整備（第20条—第23条）

第8章 広報広聴活動（第24条）

第9章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第25条—第27条）

第10章 最高規範性及び見直し手続（第28条・第29条）

附則

加東市議会は、加東市民によって選出された加東市議会議員により構成される議事機関であり、市長との二元代表制の下、市民の負託に応え、加東市の発展と市民福祉の向上を図る使命を有している。

地方分権時代を迎え、自治体の自己決定及び自己責任の範囲が拡大しており、議会は討議を通じ、その責務である監視機能及び政策立案機能を強化し充実させることが求められている。また、対話を通じ市民の提案を積極的に受けとめ、市民に開かれた信頼される議会をつくる必要がある。

これらの実現を目指し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）が定める規定の遵守に加え、公正性及び透明性の確保、政策形成への市民参加の推進、積極的な情報公開、市長その他の執行機関との緊張関係の保持、議員間の討議の尊重、議会活動を支える体制整備、議員の資質向上等を図るため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにし、市民に身近な議会とするとともに、議員の活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住む者、働く者若しくは学ぶ者又は市内に事業所を置く事業者若しくは市内で活動する団体をいう。
- (2) 市長等 市長その他の執行機関及びその補助職員をいう。
- (3) 本会議等 法に定める会議、法第109条に基づく委員会又は加東市議会会議規則（令和2年加東市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）に基づく協議等の場をいう。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の役割）

第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議決により市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長等の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政に関する調査研究を通じて、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提案を行うこと。
- (4) 意見書の提出、決議等により、国等への意見表明を行うこと。
- (5) 議会活動で明らかになった市政の課題及び審議等の内容について、市民に説明を行うこと。

（議会の活動原則）

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会活動の公平性及び透明性を確保すること。

- (2) 市政全般についての市民の意見を的確に把握し、市民とともにまちづくりの活動に取り組むこと。
- (3) 市民に開かれた議会を目指し、議会活動について積極的に情報提供を行うこと。
- (4) 闊達な討議の下に議会運営を行うこと。
- (5) 市民に分かりやすい議会運営を行うとともに、議会の改革に継続的に取り組むこと。

(災害時の対応)

第4条の2 議会は、災害時においても、議会機能の維持に努めなければならない。

- 2 災害時の議会の行動基準等に関しては、加東市議会災害時業務継続計画（BCP）で定める。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動をする。
- (3) 市民全体の福祉の向上を目指し、積極的に政策立案及び政策提案を行うとともに、必要に応じて条例提案を行うよう努めること。

(議長及び副議長)

第6条 議長は、議会を公平、公正及び中立の立場で運営しなければならない。

- 2 副議長は、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を行うものとする。
- 3 議長及び副議長の選出に当たって、所信の表明を希望する議員に対しては、その機会を与えるものとする。
- 4 議長は、法第101条第2項の規定に基づく議会招集請求権を必要に応じて行使するよう努めるものとする。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、政策集団としての会派を結成することができる。

第3章 市民と議会との関係

(市民と議会との関係)

第8条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議等を原則公開し、市民に対して開かれた運営を行う。
- 3 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案及び政策提案に活用するものとする。
- 4 議会は、請願（会議規則第146条の規定に基づき請願書の例により処理することとした陳情書の類を含む。）については、原則として政策提案と位置づけ、その審議においては、請願者（請願書の例により処理する陳情書にあっては陳情者）の意見を聴く機会を設けるように努めるものとする。
- 5 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価がなされるよう情報の提供に努めるものとする。

(議会報告会)

第9条 議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場として、少なくとも年1回議会報告会を行うものとする。

- 2 議会報告会に関することは、別に定める。

(市民との意見交換会)

第10条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員と市民が自由に情報及び意見を交換する会議（以下「意見交換会」という。）を設置するものとする。

- 2 意見交換会に関することは、別に定める。

(議決責任等)

第11条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、団体又は機関としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

- 2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第12条 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行うとともに、本会議等における審議においては、議会と市長等は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

- (1) 議長は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめるものとする。
- (2) 本会議等における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。
- (3) 本会議等における質疑応答は、一問一答的方式で行うものとする。
- (4) 本会議等に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問し、又は反論することができる。
- (5) 本会議等に出席を要請された市長等は、議員修正案又は議員提出議案に対して議長又は委員長の許可を得て、意見を述べることができる。

(議会審議における論点情報の形成)

第13条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策を必要とする背景
- (2) 提案にいたるまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

(予算及び決算における政策説明)

第14条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

(監視及び評価)

第15条 議会は、市長等の事務の執行について、監視する責務を有する。

- 2 議会は、本会議等における審議、議決等を通じて、市民に対して当該議案等に係る市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(任意的議決事件)

第16条 市政全般にわたる重要な計画等について、議会と市長等がともに市民に対する責任を担いながら、計画的、かつ、市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとするため、法第96条第2項の規定に基づき議決事件を追加することができる。

- 2 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、別に条例で定める。

第5章 自由討議の保障

(議会の合意形成)

第17条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。

- 2 議会は、本会議等において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。
- 3 自由討議に関することは、別に定める。

(政策討論会)

第18条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議員間の共通認識及び合意形成を図るとともに政策立案及び政策提案を推進するため、政策討論会を開催するものとする。

- 2 政策討論会に関することは、別に定める。

第6章 委員会の活動

(委員会の運営)

第19条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、専門性及び特性を活かした積極的な委員会運営に努

めなければならない。

- 2 委員会は、委員間の討議を通じ、積極的な政策立案及び政策提案に努めるものとする。
- 3 委員会の運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第7章 議会及び議会事務局体制の整備

(専門的知見の活用)

第20条 議会は、法第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに法第115条の2（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、その専門的識見、政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

(議員研修)

第21条 議会は、議員の審議能力、政策形成能力及び政策立案能力の向上を図るため、議員の研修の充実に努めるものとする。

- 2 議会は、研修の充実に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。

(議会事務局の充実)

第22条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法制機能の充実に努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第23条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第8章 広報広聴活動

(広報広聴の充実)

第24条 議会は、議会活動に係る情報を市民に提供するため、議会広報を発行するものとする。

- 2 議会は、加東ケーブルビジョンの自主放送番組を活用した議会中継に取り組むとともに、インターネット等情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用した広報活動に努めるものとする。
- 3 議会は、多様な市民の意見及び提案を把握するため、市民アンケート等の広聴活動の方策を講ずるよう努めなければならない。

第9章 議員の政治倫理、定数及び報酬

(政治倫理の確立)

第25条 議員は、市民の代表として品位を損なう行為及びその地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

- 2 議員は、その責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

(議員定数)

第26条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数の改正に当たっては、市民の意向を把握するとともに、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の展望を十分に考慮するものとする。

(議員報酬)

第27条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、市民の意向を把握するとともに、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の展望を十分に考慮するものとする。

第10章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第28条 この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会に関係する他の条例、規則、告示等を制定してはならない。

- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第29条 議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価、検証及び改善を行うものとする。

- 2 議会は、議会の議員の一般選挙の日から2年を経過した後に、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

- 3 議会は、前2項の規定による検証の結果に基づき、必要に応じてこの条例の改正を含む適正な措置を取るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年10月1日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月28日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

加東市議会と市民との意見交換会実施要綱（平成24年1月24日加東市議会告示第1号）

（趣旨）

第1条 この告示は、加東市議会基本条例（平成30年加東市条例第42号。以下「条例」という。）第8条第3項及び第10条第1項の規定に基づき実施する市民との意見交換会（以下「意見交換会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（開催等）

第2条 条例第2条第1号に規定する市民のうち、意見交換会の開催を希望するもの（以下「申込者」という。）は、加東市議会と市民との意見交換会申込書（別記様式。以下「申込書」という。）を議長に提出する。

2 委員会が意見交換会の開催を希望する場合は、委員長名で議長に申込書を提出する。

3 前2項の規定による申込書の提出があった場合は、議長が開催の可否を決定する。この場合において、加東市議会と市民との意見交換会として開催することが適切でないと判断できる場合は、開催しないことができる。

4 議長の判断により、意見交換会を開催しなかった場合は、全員協議会でその旨を報告する。

5 意見交換会への出席議員は、議長が決定する。

（開催時期等）

第3条 会場及び開催日時は、議長が申込者と協議し決定する。

（議題）

第4条 意見交換会の議題は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 市政に関すること。
- (2) 市議会に関すること。
- (3) その他重要と思われる事項

（役割分担）

第5条 意見交換会における役割分担は、責任者及び記録者2人とする。

2 責任者及び記録者は出席議員で協議し決定する。

（記録）

第6条 意見交換会の記録は、記録者において要点記録する。

（次第）

第7条 意見交換会は、2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

次第

- (1) 開会あいさつ
- (2) 出席者紹介
- (3) 意見交換
- (4) 閉会あいさつ

（資料）

第8条 意見交換会での資料は、事前に出席議員が作成する。

2 申込者が資料を配付する場合は、申込者において資料を準備する。

（報告書の作成等）

第9条 意見交換会の内容は、意見交換会終了後、責任者と記録者が取りまとめ、議長に文書で報告する。

2 市政に対する要望・提言等で重要なものは、議長が取りまとめ、市長に文書で提出する。

（結果の公表）

第10条 前条の報告書は市議会ホームページに掲載するほか、概要を議会だより等で公表する。

附 則

この告示は、平成24年1月24日から施行する。

附 則（平成29年11月1日議会告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成３０年９月２６日議会告示第１号）
この告示は、平成３０年９月２６日から施行する。

附 則（令和３年３月３１日加東市議会告示第１号）
（施行期日）

１ この告示は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この告示の施行の際現にこの告示による改正前の告示に基づく様式でなされた申出、申請等は、この告示による改正後の告示に基づく様式でなされた申出、申請等とみなす。

附 則（令和３年１１月２６日議会告示第２号）
この告示は、令和３年１１月２６日から施行する。

別記様式（第2条関係）

加東市議会と市民との意見交換会申込書

年 月 日

加東市議会議長 様

申込者住所

氏名又は名称

電話番号 () —

メールアドレス

※団体の場合は、主たる事業所の所在地、名称及び代表者名を記入してください。

加東市議会と市民との意見交換会実施要綱第2条第1項又は第2項の規定により、下記のとおり意見交換会を申し込みます。

記

1 会議の議題

2 希望日時	第1希望	年 月 日 ()	時 分 ~	時 分
	第2希望	年 月 日 ()	時 分 ~	時 分
	第3希望	年 月 日 ()	時 分 ~	時 分
	その他	いつでも ・ 毎週	曜日	時頃~

3 参加予定人数

なお、事前資料がある場合は、添付をお願いします。

加東市議会議会報告会実行委員会規程（平成24年12月26日加東市議会訓令第3号）

（設置）

第1条 加東市議会基本条例（平成30年加東市条例第42号）第9条に規定する議会報告会（以下「報告会」という。）を実施するため、加東市議会議会報告会実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の所管事項）

第2条 委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- （1） 報告会の実施に関する事項
- （2） 報告会実施後のまとめに関する事項

（委員の定数）

第3条 委員会の委員の定数は9人以内とし、議長が選任する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、副議長が就任する。

3 委員長は委員会を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員の互選により選出し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年11月26日加東市議会訓令第1号）

この訓令は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成27年11月25日議会訓令第1号）

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成30年9月26日議会訓令第8号）

この訓令は、平成30年9月26日から施行する。

加東市議会議会報告会実施要綱（平成29年7月31日加東市議会訓令第2号）

（目的）

第1条 この訓令は、加東市議会基本条例第9条第1項の規定に基づき実施する加東市議会議会報告会（以下「報告会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（開催）

第2条 報告会は年2回、社地域、滝野地域及び東条地域の地域ごとで開催する。

2 前項の規定にかかわらず、加東市議会議会報告会実行委員会（以下「実行委員会」という）の決定により随時開催できる。

3 災害、感染等により地域ごとでの開催が困難な場合は、加東ケーブルビジョンの自主放送番組、インターネット等情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、開催するものとする。

（報告内容）

第3条 報告内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）議会の活動状況
- （2）予算等の審議状況
- （3）その他重要と思われる事項

（構成）

第4条 報告会は、全議員で実施する。

（報告会の役割）

第5条 報告会における責任者、司会進行、報告者、記録者は、会場ごとに実行委員会において協議し、調整する。なお、答弁は、全員で行うものとする。

（会場等）

第6条 報告会の会場は、実行委員会において協議し決定する。

（記録）

第7条 報告会の記録は、記録者において要点記録する。

（報告会）

第8条 報告会は、2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

- （1）開会あいさつ
- （2）議会報告
- （3）質疑応答
- （4）意見・提言等
- （5）閉会あいさつ

（資料）

第9条 報告会での配布資料は共通資料とする。

（成果・効果等）

第10条 報告会の成果・効果等の報告は、報告会終了後、実行委員会委員長が議長に文書による報告書を提出するものとする。

2 前項の報告書は、市議会ホームページに掲載するものとする。

3 市行政に対する要望・提言等で重要なものは、議長において取りまとめ、市長に文書等で報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平成30年9月26日加東市議会訓令第7号）

この訓令は、平成30年9月26日から施行する。

附 則（令和3年3月1日加東市議会訓令第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月28日加東市議会訓令第3号）

この訓令は、令和3年11月1日から施行する。

加東市議会定例会条例（平成18年3月20日加東市条例第4号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づき、加東市議会の定例会の回数は、毎年4回とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。
（平成18年の加東市議会の定例会の回数の特例）
- 2 本則の規定にかかわらず、平成18年の加東市議会の定例会の回数は、3回とする。

加東市議会定例会規則（平成18年3月20日加東市規則第1号）

加東市議会の定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に開催する。ただし、やむを得ない事由があるときは、変更することができる。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

加東市議会の議決すべき事件に関する条例（平成２７年８月１８日加東市条例第２８号）

（趣旨）

第１条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第２項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（議決事件）

第２条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- （１） 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画を策定し、変更し、又は廃止すること。
- （２） 都市計画マスタープランを策定し、変更し、又は廃止すること。
- （３） 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は当該協定の廃止を求める旨を通告すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２８年９月２６日条例第４４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成３１年３月７日条例第９号）

この条例は、公布の日から施行する。

加東市議会委員会条例（令和２年１０月１日加東市条例第３５号）

目次

- 第１章 通則（第１条―第１３条）
- 第２章 会議及び規律（第１４条―第２１条）
- 第３章 公聴会（第２２条―第２７条）
- 第４章 参考人（第２８条）
- 第５章 記録（第２９条）
- 第６章 補則（第３０条）
- 附則

第１章 通則

（常任委員会の設置）

第１条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第２条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし、議長の職にある者にあつては、この限りでない。

２ 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

（１） 総務文教常任委員会 ８人

秘書室の所管に関する事項

まちづくり政策部の所管に関する事項

総務財政部の所管に関する事項

市民協働部の所管に関する事項

会計課の所管に関する事項

教育委員会事務局教育振興部の所管に関する事項

教育委員会事務局こども未来部の所管に関する事項

選挙管理委員会の所管に関する事項

監査委員の所管に関する事項

公平委員会の所管に関する事項

固定資産評価審査委員会の所管に関する事項

その他の常任委員会に属さない事項

（２） 産業厚生常任委員会 ８人

健康福祉部の所管に関する事項

産業振興部の所管に関する事項

都市整備部の所管に関する事項

上下水道部の所管に関する事項

病院事業部の所管に関する事項

農業委員会の所管に関する事項

（常任委員の任期）

第３条 常任委員の任期は、２年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

２ 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（常任委員の任期の起算）

第４条 常任委員の任期は、選任の日から起算する。

（議会運営委員会の設置）

第５条 議会に議会運営委員会を置く。

２ 議会運営委員会の委員の定数は、７人以内とする。

３ 前項の委員の任期については、前２条の規定を準用する。

（特別委員会の設置）

第６条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

- 2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。
- 3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。
(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求、懲罰の動議又は処分の要求があったときは、前条第1項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

- 2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、8人とする。
(委員の選任)

第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）の選任は、議長の指名による。

- 2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。
- 3 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前30日以内に行うことができる。
- 4 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。
- 5 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条（常任委員の任期）第2項の例による。

(委員長及び副委員長)

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長が共にないときの互選)

第10条 委員長及び副委員長が共にないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

- 2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権及び秩序保持権)

第11条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第12条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

- 2 委員長及び副委員長共に事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長の辞任)

第13条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第14条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

第2章 会議及び規律

(招集)

第15条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第17条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることはできない。

(委員長及び委員の除斥)

第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第19条 委員会の会議は、議員のほか、傍聴を希望する者が傍聴することができる。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める場合において、委員会はその議決で傍聴を希望する者の傍聴を認めないことができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第20条 委員会の会議は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会の会議を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会の会議に諮って決める。

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会の会議において地方自治法(昭和22年法律第67号)、加東市議会会議規則(令和2年加東市議会規則第1号。以下「会議規則」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会の会議が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会の会議が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会の会議を閉じ、又は中止することができる。

第3章 公聴会

(公聴会開催の手続)

第23条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申し出)

第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定により申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 前条の規定により申し出た者の中に、その案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第26条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第27条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第4章 参考人

(参考人)

第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第26条から前条までの規定を準用する。

第5章 記録

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

第6章 補則

(会議規則との関係)

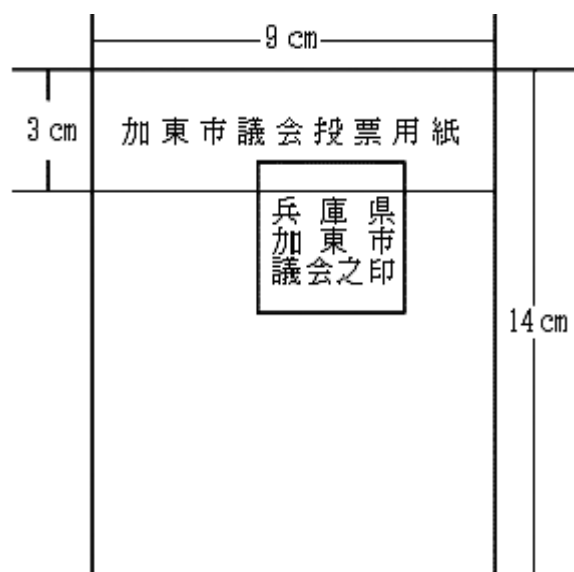
第31条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

加東市議会投票用紙規程（平成18年4月7日加東市議会訓令第1号）

加東市議会における投票用紙の様式を次のとおり定める。



附 則

この訓令は、平成18年4月7日から施行する。

加東市議会会議規則（令和2年10月1日加東市議会規則第1号）

目次

第1章 会議

- 第1節 総則（第1条—第13条）
- 第2節 議案及び動議（第14条—第19条）
- 第3節 議事日程（第20条—第24条）
- 第4節 選挙（第25条—第34条）
- 第5節 議事（第35条—第48条）
- 第6節 秘密会（第49条・第50条）
- 第7節 発言（第51条—第66条）
- 第8節 表決（第67条—第77条）
- 第9節 公聴会、参考人（第78条—第84条）
- 第10節 会議録（第85条—第89条）

第2章 委員会

- 第1節 総則（第90条—第94条）
- 第2節 審査（第95条—第111条）
- 第3節 秘密会（第112条・第113条）
- 第4節 発言（第114条—第125条）
- 第5節 委員長及び副委員長の互選（第126条・第127条）
- 第6節 表決（第128条—第138条）

第3章 請願（第139条—第146条）

第4章 辞職及び資格の決定（第147条—第151条）

第5章 規律（第152条—第160条）

第6章 懲罰（第161条—第167条）

第7章 協議又は調整を行うための場（第168条）

第8章 議員の派遣（第169条）

第9章 補則（第170条）

附則

第1章 会議

第1節 総則

（参集）

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場がある階（以下「議場等」という。）に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護、家族の葬儀、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により欠席し、遅参し、又は早退しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産、育児又は長期療養のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

（宿所又は連絡所の届出）

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

（議席）

第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

第10条 加東市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）第2条に規定する市の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場等に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に文書又は口頭をもって行う。

第2節 議案及び動議

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

3 議長は、前2項の案を受理したときは、職員をしてこれを印刷させ、各議員に配付し、かつ、この写しを市長に送付しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第3節 議事日程

(日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事が終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

第4節 選挙

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることはできない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏

れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を備付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙に関する異議)

第33条 法第118条の異議の申立てがあるときは、議長が会議に諮って決める。

(選挙関係書類の保存)

第34条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期の間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5節 議事

(議題の宣告)

第35条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第37条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第38条 会議に付する事件は、第142条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは、質疑の後、議長は、討論を用いないで会議に諮って所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託することができる。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 提出者の説明は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第39条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。

(委員長及び少数意見の報告)

第40条 委員会が審査し、又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告する。

2 第108条（少数意見の留保）第2項の規定による手続を行った者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。

3 前2項の報告は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第41条 提出者の説明又は委員長の報告及び少数意見の報告が終わったときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第42条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に

関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(討論及び表決)

第43条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第44条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査の期限)

第45条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査が終わらなかったときは、その事件は、第39条（付託事件を議題とする時期）の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第46条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(再付託)

第47条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第48条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第49条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第50条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第7節 発言

(発言の許可等)

第51条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の要求)

第52条 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。

2 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名して発言させる。

(討論の方法)

第53条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言及び討論)

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第55条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止

することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできない。

(質疑の回数)

第56条 質疑は、一問一答方式で行う。

2 質疑が同一議員につき、同一の論点について3回を超えるときは、議長はこれを打ち切ることができる。

(発言時間の制限)

第57条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第58条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第60条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第61条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第62条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

3 質問の順序は、議長が定める。

4 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たっても質問しないとき、若しくは議場にいないときは、通告は、その効力を失う。

(緊急質問等)

第63条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第64条 質問については、第55条（発言内容の制限）、第56条（質疑の回数）、第57条（発言時間の制限）及び第60条（質疑又は討論の終結）の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第68条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第69条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第72条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第73条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第34条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第75条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第9節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手続)

第78条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対

する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 前条の規定により申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第81条 公述人が発言をしようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第84条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第81条(公述人の発言)、第82条(議員と公述人の質疑)及び第83条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「公述人」とあるのは、「参考人」と読み替えるものとする。

第10節 会議録

(会議録の記載事項)

第85条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録の配布)

第86条 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)する。

(会議録に掲載しない事項)

第 8 7 条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 6 5 条（発言の取消し又は訂正）の規定により取り消した発言は、掲載しない。

（会議録署名議員）

第 8 8 条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第 1 2 3 条第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、2 人とし、議長が会議において指名する。

（会議録の保存年限）

第 8 9 条 会議録の保存年限は、永年とする。

第 2 章 委員会

第 1 節 総則

（議長への通知）

第 9 0 条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

（欠席の届出）

第 9 1 条 委員は、公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護、家族の葬儀、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により欠席し、遅参し、又は早退しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産、育児又は長期療養のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

（会議中の委員会の禁止）

第 9 2 条 委員会の会議は、議会の会議中は、開くことができない。

（会議の開閉）

第 9 3 条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

（定足数に関する措置）

第 9 4 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は延会を宣告する。

第 2 節 審査

（議題の宣告）

第 9 5 条 委員会の会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

（一括議題）

第 9 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

（議案等の朗読）

第 9 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

（審査順序）

第 9 8 条 委員会の会議における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うのを例とする。

（先決動議の表決順序）

第 9 9 条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

（動議の撤回）

第 1 0 0 条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承諾を要する。

- 2 前項の許可を求めようとするときは、提出者から文書又は口頭により請求しなければならない。
(委員の議案修正)
- 第101条** 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。
(分科会又は小委員会)
- 第102条** 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。
(連合審査会)
- 第103条** 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。
(証人出頭又は記録提出の要求)
- 第104条** 委員会は、法第100条の規定による調査権を委任された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。
(所管事務等の調査)
- 第105条** 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。
- 2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。
(委員の派遣)
- 第106条** 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。
(議事の継続)
- 第107条** 委員会の会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。
(少数意見の留保)
- 第108条** 委員は、委員会の会議において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。
- 2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。
(議決事件の字句及び数字等の整理)
- 第109条** 委員会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。
(委員会報告書)
- 第110条** 委員会は、事件の審査又は調査を終えたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。
(閉会中の継続審査)
- 第111条** 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。
- 第3節 秘密会**
(指定者以外の者の退場)
- 第112条** 秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を委員会の会議室の外に退去させなければならない。
(秘密の保持)
- 第113条** 秘密会の議事の記録は、公表しない。
- 2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。
- 第4節 発言**
(発言の許可等)

第 1 1 4 条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第 1 1 5 条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会の会議において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第 1 1 6 条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第 1 1 7 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第 1 1 8 条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第 1 1 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第 1 2 0 条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第 1 2 1 条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第 1 2 2 条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第 1 2 3 条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第 1 2 4 条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の朗読)

第 1 2 5 条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

第 5 節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第 1 2 6 条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の 4 分の 1 以上の得票がなければならない。

- 4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。
- 5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。
- 6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第1章第4節の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「議会」とあるのは「委員会」と、「議長」とあるのは「委員長」と、「議場」とあるのは「委員会の会議室」と、「議員」とあるのは「委員」とそれぞれ読み替えるものとする。

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第128条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第129条 表決の際委員会の会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第130条 表決には、条件を付けることができない。

(挙手による表決)

第131条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 委員長が挙手の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

- 2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第133条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第134条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

- 2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条（議場の出入口閉鎖）、第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票及び投票の効力）及び第32条（選挙結果の報告）第1項、第34条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「議会」とあるのは「委員会」と、「議長」とあるのは「委員長」と、「議場」とあるのは「委員会の会議室」と、「議員」とあるのは「委員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(表決の訂正)

第136条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、挙手の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願の紹介の取消し)

第140条 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第141条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(請願の委員会付託)

第142条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の委員会出席)

第143条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第144条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第145条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決定したものについてはこ

れを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第146条 陳情書又はこれに類するもので議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

第4章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第147条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表の提出があったときは、その旨を議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその可否を決定する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第148条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(資格決定の要求)

第149条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第150条 前条の要求については、議会は、第38条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。

(決定書の交付)

第151条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第5章 規律

(品位の尊重)

第152条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第153条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、つえ及びかさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

2 議員、市長等(市長その他の執行機関及びその補助職員をいう。)及び議長が会議に出席を要請した者は、議場又は委員会室に電子的にデータを処理する能力を持つ機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、パーソナルコンピュータ等をいう。以下「情報通信機器」という。)を持ち込むことができる。

(議事妨害の禁止)

第154条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第155条 議員は、会議中は、みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第156条 何人も、議場等において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第157条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

2 第153条(携帯品)第2項の規定により持ち込んだ情報通信機器は、別に定める加東市議会

における情報通信機器の使用基準に基づき使用できるものとする。

(資料等印刷物の配布許可)

第158条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長は許可を得なければならない。

(許可のない登壇の禁止)

第159条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第160条 法又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第6章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第161条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第50条(秘密の保持)第2項又は第113条(秘密の保持)第2項の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第162条 懲罰については、議会は、第38条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(代理弁明)

第163条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会の会議で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第164条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第165条 出席停止は、10日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された議員についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第166条 出席を停止された議員がその期間内に議会の会議又は委員会の会議に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第167条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第7章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第168条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、協議等の場の名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第8章 議員の派遣

(議員の派遣)

第169条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第9章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第170条 この規則の施行の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月1日加東市議会規則第1号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第168条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議員間の協議若しくは調整又は執行機関からの説明若しくは報告	全議員	議 長
議会広報委員会	議会広報紙の発行に関する協議又は調査研究	議会広報委員会委員	委員長
議会報告会実行委員会	議会報告会の実施に関する協議又は調整	議会報告会実行委員会委員	委員長
委員協議会	委員会委員の協議若しくは調整	委員会委員	委員長
災害対策連絡協議会	災害時の議会対応に関する協議若しくは調整	正副議長	議 長
		議会運営委員会委員長	
		常任委員会委員長	

加東市議会全員協議会規程（平成24年12月26日加東市議会訓令第1号）

（趣旨）

第1条 この規程は、加東市議会会議規則（平成18年加東市議会規則第1号）別表に規定する全員協議会に関して必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第2条 全員協議会は、議員全員をもって構成する。

（会議）

第3条 議長は、議会の運営、市政の課題等について協議又は調整を図るため、執行機関からの説明及び報告並びに議員間の討議を行う必要があると認めるときは、全員協議会を開催し、これを主宰する。ただし、一般選挙後の議会構成の前については、事務局長が開催するものとする。

2 前項ただし書の会議の進行は、当選回数最多的議員のうちの年長者が務めるものとする。

3 議長に事故があるときは、副議長がその職務を行う。

4 全員協議会は、議員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（所管事項）

第4条 全員協議会における所管事項は、おおむね次のとおりとする。

（1）一般選挙後の初議会の運営等に関すること。

（2）議会に関する諸規程の制定及び改廃。

（3）一部事務組合議会に関する報告。

（4）市政の重要課題及び議案に関する執行機関等からの説明及び報告。

（5）その他議長が必要と認める事項。

（議員以外の者の出席）

第5条 議長が必要と認める場合は、議員以外の者の出席を求めることができる。

（公開）

第6条 全員協議会は、公開とする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

（傍聴）

第7条 全員協議会の傍聴の取り扱いは、加東市議会傍聴規則（平成18年加東市議会規則第2号）に準ずるものとする。

（記録）

第8条 議長は、職員をして会議の議事、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させるものとする。ただし、会議に付議される事件に関する説明の部分はこれを省略することができる。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、全員協議会の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

加東市議会災害対策連絡協議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、加東市議会会議規則（令和2年加東市議会規則第1号）別表に規定する災害対策連絡協議会に関して必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 災害対策連絡協議会は、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び常任委員会委員長をもって構成する。

(会議)

第3条 議長は、市内に地震、大雨、台風、その他重大な災害が発生又は発生するおそれが生じ、議会の対応について協議又は調整を行う必要があると認めるときは、災害対策連絡協議会を開催し、これを主宰する。

2 議長に事故があるときは、副議長がその職務を行う。

(所管事項)

第4条 災害対策連絡協議会における所管事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 議員の安否、体調に関する情報を収集すること。
- (2) 市対策本部から被災情報等を収集し、各議員に情報提供を行うこと。
- (3) 各議員からの情報を収集・整理し、必要に応じて市対策本部に提供すること。
- (4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(議員以外の者の出席)

第5条 議長が必要と認める場合は、議員以外の者の出席を求めることができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、令和2年11月24日から施行する。

加東市議会運営基準

第1章 総則

第1節 議会の呼称

- 1 議会の呼称は、会期ごとに順次回数を追って定例会、臨時会を通算し、第〇回加東市議会（定例会・臨時会）とし、暦年更新はしない。

第2節 議会の招集

- 2 議員の一般選挙があったときは、任期起算日からおおむね15日以内に議会構成のための初議会が招集されるのが通例である。
- 3 市長が議会の招集しようとするときは、あらかじめ議長（一般選挙後に招集される議会においては事務局長）と協議し、招集告示をしたときは、その写しを添えて議長（事務局長）に通知される。
- 4 議長（一般選挙後に招集される議会においては事務局長）は、市長から議会招集の通知を受理したときは、その旨を議員に通知する。

第3節 告示依頼

- 5 臨時会において、議員の発議する事件、請願（陳情）及び継続審査中の事件を付議するときは、議長から市長に対し、告示を依頼する。ただし、急施を要する事件があるときは、この限りでない。なお、一般選挙後に招集される議会においては、議長、副議長の選挙並びに議会運営委員及び常任委員の選任等も依頼する。

第4節 参集

- 6 応招及び出席の通告は、事務局にその旨報告をする。
- 7 議員が会議に出席できないときは、その理由を記した欠席届をあらかじめ議長に提出する。ただし、開議時刻までに提出ができない場合は、電話等で届け出る。
- 8 議員が会議に遅参又は会議を早退するときは、議長に届け出る。また、会期中、閉会中を問わず、議会外の用務のため5日間以上市を離れるときも、議長に届け出る。

第5節 議席

- 9 一般選挙後に招集される議会における仮議席は、開議前におおむね当選回数及び年齢順で定めたとおりとし、臨時議長が指定する。
- 10 議席は、一般選挙後に招集される議会において、議長が指定する。
- 11 議席は、原則として任期中変更しない。ただし、補欠選挙等により新たに議席の指定が生じたときは、議長は議席を変更することができる。

第6節 会期

- 12 会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議し、議長が会議に諮って決める。
- 13 会期の延長は、会期最終日に議決する。
会期の延長を議決したときは、議決時不在の議員に通知する。
- 14 会期及び会期の延長は、期間及び日数を議決する。

第7節 議会の開閉

- 15 議会の開閉は、議長が宣告する。ただし、閉会については、議長の宣告がなくても会期の終了により閉会となる。

第8節 会議時間

- 16 会議時間の変更は、議長が前日の会議において宣告する。ただし、招集日の会議時間の変更は、あらかじめその旨を議員に通知する。
会議時間の延長は、議長が会議中随時宣告することができる。
- 17 会議の開議は午前9時30分を通例とする。
- 18 会議の開始は、開議定刻10分前に放送し、開議定刻に本鈴を鳴らす。
会議に出席した議員は、氏名標を立て、会議が終わったときは倒して退場する。

第9節 休会

- 19 休会の議決をするときは、あらかじめ議会運営委員会で協議の上、議長が会議に諮って決める。
休会中の休日は、これを休会日数に算入する。

休会を議決したときは、議決時に不在の議員に通知する。

第2章 議案及び動議

第1節 議案等の提出

20 議員及び委員会提出議案は、暦年ごとに次の各号の種別により一連番号を付ける。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 意見書案 | 意見書案第〇号 |
| (2) 決議案 | 決議案第〇号 |
| (3) 上記以外の議案 | 議員提出第〇号議案 |

21 市長提出議案及び諮問等は、暦年ごとに、第〇号議案及び議会諮問第〇号等と、その種別により一連番号を付ける。

- | | |
|---------------------|-----------|
| 1. 長提出議案 | 議案第〇号 |
| 2. 諮問 | 議会諮問第〇号 |
| 3. 承認（法第179条の専決処分） | 承認第〇号 |
| 4. 認定（決算） | 認定第〇号 |
| 5. 同意（人事案件） | 同意第〇号 |
| 6. 請願（陳情） | 請願（陳情）第〇号 |
| 7. 報告（法第180条の専決処分等） | 報告第〇号 |

22 市長から提出される議案等の写しは、その必要部数を印刷し、議会運営委員会開催日までに議長に送付される。

23 議長は、議案等の写しを議会運営委員会の議を経て、速やかに議員に配付するよう努める。

24 議長は、同一趣旨の意見書案、決議案等が同時に提出されたときは、議会運営委員会に諮って調整する。

第2節 動議の提出

25 動議は、修正の動議、秘密会の動議及び懲罰動議を除くほか、原則として会議の進行に伴って何時でも、口頭で発議することができるが、重要なものや複雑なものは、あらかじめ議長に申し出る。

26 事件の撤回を求める動議、審議不要の動議等法令に反する動議は、議長はこれを取りあげることができない。

27 動議の発言要求は、「議長〇番、動議」と告げる。

動議の賛成者は、賛成とその意思を明確に表明する。

28 議長の宣告に対する異議は、法律又は会議規則に規定するもの以外は、申し立てできない。

第3節 修正案の提出

29 付託議案に対する委員会の報告が修正の場合、又は議員から修正の動議が提出された場合は、それぞれ修正案の写しを議員に配付する。

第4節 議案等の撤回及び訂正

30 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするときは、提出者は議長に対し文書により請求する。

31 会議に提出された議案等の誤植訂正をするときは、正誤表を議員に配付する。

ただし、極めて簡易な訂正の場合は、口頭で行い、正誤表の配付を省略することができる。

第3章 議事日程

第1節 議事日程の作成及び配付

32 議事日程に記載する事件は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 議席の指定及び変更
- (2) 会議録署名議員の指名
- (3) 会期の決定及び延長
- (4) 諸般の報告
- (5) 行政報告
- (6) 議長及び副議長の選挙並びに辞職
- (7) 仮議長の選挙
- (8) 議員の辞職

- (9) 常任委員の選任、所属変更及び辞任
- (10) 議会運営委員の選任及び辞任
- (11) 一般質問
- (12) 議案等
- (13) 事件の撤回及び訂正
- (14) 委員会報告書が提出された議案等
- (15) 委員会の閉会中の継続審査又は調査
- (16) 委員会の審査又は調査の期限
- (17) 委員会の中間報告
- (18) 特別委員会の設置
- (19) 特別委員の選任及び辞任

33 議事日程は、1議案1日程として作成し、1日ごとに順次番号をつける。ただし、一括議題とするときは、上程議案をまとめて1日程とする。

34 議事日程の作成は、議長が議会運営委員会の報告等を受けて作成する。ただし、一般選挙後の最初の会議においては、臨時議長が議長選挙までの議事日程を作成する。

一般選挙後最初の会議の議事日程は、おおむね次のとおりとする。

(1) 臨時議長が作成する議事日程

- ① 仮議席の指定
- ② 議長選挙

(2) 議長が作成する追加議事日程

- ① 議席の指定
- ② 会議録署名議員の指名
- ③ 会期の決定
- ④ 副議長選挙
- ⑤ 常任委員の選任
- ⑥ 議会運営委員の選任
- ⑦ 一部事務組合の議会議員の選挙
- ⑧ 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

35 議事日程は、おそくとも当日の開議までに議員に配付する。

36 議事が終わらなかったため延会したときは、その事件は、原則として他の事件に先行して翌日(次の会議日)の議事日程に記載する。

第2節 日程の追加

37 日程の順序変更は、議長の発議又は議員の動議により、討論を用いないで会議に諮って行う。

38 会議を開いた後、新たな事件が提出されたときは、議長の発議により、討論を用いないで会議に諮って日程に追加する。

議員から新たな事件を追加する動議が提出されたときは、討論を用いないで会議に諮って日程に追加する。

39 新たな事件を日程に追加し、その順序を変更して直ちに議題とする必要がある場合は、議長の発議又は議員の動議により、討論を用いないで会議に諮って行う。

40 日程の追加を要する事件が提出され、その日程追加が否決されたときは、議長は、後日の議事日程に記載し、議題とする。

41 日程の追加を要する事件が、会期の最終日に提出され、その日程追加が否決されたときは、その事件は会期の終了により審議未了(廃案)となる。

第4章 選挙

第1節 選挙の方法

42 選挙の方法は、投票を原則とする。ただし、指名推選によることもできる。

43 投票をもってする選挙(又は表決)は、日を単位として行い、2日間にわたって行うことはできない。この場合は、翌日改めて投票を行う。

44 指名推選の方法により選挙を行うときは、議長発議又は議員の動議により、会議に諮って、異議がなければ、次の方法による。

(1) 議長指名による場合

議長発議又は議員の動議により、議長が指名することを会議に諮って、異議がないときは、議長が指名し、その指名を受けた者を会議に諮って、異議がなければ、その者を当選人とする。

(2) 議員の動議による場合

議員の動議により、指名者を会議に諮って、異議がないときは、指名者が指名し、その指名を受けた者を議長が会議に諮って、異議がなければ、その者を当選人とする。

第2節 投票及び開票

45 投票に当たっては、事務局長（職員）に点呼させる。

46 議員は、点呼に応じ、順次登壇して投票し、議席に復する。ただし、議長は、点呼の最後に議長席において投票する。

47 立会人は、議席順を原則として議長が選挙宣告の次に順次指名する。

48 得票数が同数の場合のくじはくじ棒で行い、くじを引く順番を決めるくじで、数の小さい方が、当選人を決めるくじを先に引き、当選人を決めるくじで、数の小さい方を当選人とする。

第3節 選挙の結果

49 投票の効力に関し異議がある場合は、次の議事に入る前までに申し出る。

50 当選人が議場にいるときの当選告知は、選挙結果の報告後直ちに議長が口頭により行う。

51 議会における選挙により当選した議長及び副議長は、当選の告知を受けた後、登壇して就任のあいさつを行う。この場合、就任のあいさつにより当選を承諾したものみなす。

52 当選人が議場にいないときの当選の告知は、文書により行い、当選人から当選承諾書の提出を求める。

53 選挙関係の書類は、議会事務局でこれを保管する。

第5章 議事

第1節 説明員

54 議場における説明員の出席要求は、あらかじめ文書により、議長から市長又は行政委員会の長などに対して行う。ただし、緊急の場合は口頭により行う。

55 説明のための議場出席者の範囲は、市長及び行政委員会の長などのほか、原則としてこれらの者から委任又は嘱託を受けた課長職以上の者とする。

第2節 諸般の報告

56 諸般の報告は、法令に定めのあるもののほか、議長が必要と認めるものについて行う。

〔報告事項例示〕

- (1) 議員の異動
- (2) 閉会中の副議長、議員の辞職許可
- (3) 委員長、副委員長の選任及び辞任
- (4) 閉会中の委員の選任、所属変更及び特別委員の辞任
- (5) 議案等の受理及び撤回
- (6) 請願、陳情の受理及び付託前の取下げ
- (7) 監査、検査結果
- (8) 請願、意見書の処理経過及び結果
- (9) 議員派遣結果
- (10) 一部事務組合議会に関する事項
- (11) 開発公社等に関する事項
- (12) 系統議長会関係に関する事項
- (13) 慶弔に関する事項
- (14) 説明員に関する事項
- (15) その他報告すべき事項

なお、諸般の報告は、開議宣告後議事に入る前に行うのを例とする。

- 57 諸般の報告のうち、議長において必要と認めたものについては、事務局長（職員）に朗読させる。
- 58 法令に基づく報告書等は執行機関において作成し、議員に配付される。
- 59 市長等の行政報告は、議長の諸般の報告の次に行う。
- 60 諸般の報告及び行政報告に対する質疑は、原則として行わない。

第3節 議題及び議案等の説明

- 61 議員又は委員会が提案する議案等で、内容の明確なものについては、朗読をもって趣旨説明を行う。
- 62 決算を議題に供したときは、市長等の説明の後、決算審査意見書について、必要に応じ監査委員に説明を求める。
- 63 市長の行政推進の方針は、当初予算提案時に行う。

第4節 除斥

- 64 議長は、除斥を必要とする場合は、その事件が議題に供されたときに除斥の宣告を行う。
- 65 除斥に該当するかどうかについて疑義があるときは、議長は会議に諮って決定する。本会議に除斥された議員は、その会議を傍聴することは適当ではない。

第5節 委員会付託

- 66 議長は、常任委員会に付託する事件で所管の委員会が明確でないものは、議会運営委員会に諮問し、あらかじめ調整のうえその所管を決定する。
- 67 2以上の委員会に関連する議案は、議会運営委員会の協議を経て主たる委員会又は特別委員会に付託する。
- 68 当初予算、決算については、それぞれ特別委員会を設置して、これに付託する。

第6節 委員会の中間報告

- 69 委員会は、審査又は調査中の事件について、中間報告をするときは、あらかじめ議長に申し出る。

第7節 委員長報告

- 70 委員会報告書及び少数意見報告書は、その写しを議員に配付する。
- 71 常任委員長の報告は、委員会条例第2条第2項に規定する順序による。
- 72 委員長報告の原稿は、原則として委員長が作成する。
- 73 副委員長が委員長の職務を行った場合は、委員長は委員長報告を副委員長に行わせることができる。
- 74 委員長報告の補足発言は、他の発言に優先して許可する。
- 75 委員長報告及び少数意見報告を省略するときは、委員会で決定し、議長に申し出る。
- 76 委員長報告の中で、付帯決議等の表明があったものについては、必要に応じて、議長の発議又は議員の動議により会議に諮って決定することができる。

第8節 少数意見の報告

- 77 少数意見の留保があったときは、委員長が委員会報告書に付記して議長に提出する。
- 78 委員会において2個以上の少数意見が留保されたときは、議長は少数意見報告書の議長への提出順序によって報告の順序を定めて発言を許可する。
- 79 少数意見の留保者に事故のあるときは、代理報告は認めない。また、委員長報告の中に少数意見を併せて報告することで、あらかじめ少数意見者の了解を得たときは、会議に諮って少数意見の報告は省略する。

第6章 発言

第1節 発言及び発言通告

- 80 執行機関が特に発言しようとするときは、あらかじめ議長に申し出る。
- 81 議員の発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇して行うのが原則であるが、再質問、質疑及び議事進行に関する発言については、議席で起立して発言することができる。
- 82 議事進行に関する発言を求めるときは、「議事進行」と呼称し、議長の許可を得る。
- 83 議事進行に関する発言は、議長は、直ちに許可するが、他の議員の発言中は、その発言が終わるまで許可しない。
- 84 質問又は質疑に対して、執行機関が直ちに答弁できないものについては、後刻答弁させることが

できる。

第2節 一般質問

- 85 一般質問は、会議第2日目に行う。ただし、議長が必要と認めるときは、第3日目に行うことができる。
- 86 一般質問通告書の提出は、持参するほか、ファックス又はメール（以下「メール等」という。）で提出することができる。その取扱いはおおむね次のとおりとする。
- （1）受付期間は、定例会前に行う議会運営委員会が終了した日の翌開庁日の午前8時30分から定例会初日の午後5時までとする。
 - （2）前号の時間内に送信及び受信が完了されたものに限り、受付することができる。
 - （3）受付時刻は、議会事務局が受信を確認した時刻とする。（※時間外に複数の通告を受信した場合は、受信時刻順に確認・受付される。）
 - （4）メール等で提出した議員は、必ず議会事務局に受信確認の電話をする。
- 87 通告にあたっては、質問の内容を具体的に記載しなければならない。
- 88 一般質問の順序は、原則として通告順による。
- 89 一般質問に対する関連質問は、許可しない。
- 90 議長は、許可した一般質問について、一般質問通告一覧表を作成し議員及び関係者に配付する。
- 91 議長は、議員から通告のあった質問の要旨について、あらかじめ執行機関に通知する。
- 92 一般質問は、質問、答弁、再質問、再答弁、全て含めて一人60分以内とする。（ただし、議長が必要と認めるときは、議会運営委員会に諮って持ち時間を変更することができる。）持ち時間を経過したときは、議長は発言途中であっても打ち切ることができる。

第3節 緊急質問

- 93 緊急質問をしようとする者は、原則としてあらかじめ文書で議長に申し出る。なお、その申出については、質問を行う理由及び内容について記載しなければならない。
- 94 議長は、緊急質問の申出があったときは、その写しを議員及び関係者に配付する。
- 95 緊急質問は、議会の同意を得て日程に追加し、順序を変更して行う。

第4節 発言の取消し及び訂正

- 96 議員が発言の取消し及び訂正を申し出る場合は、取消し及び訂正部分を明確にした上で、議長に申し出る。
- 97 議長は、会議における議員の発言に不穏当（不適當）な言辞があると認めるときは、その取消しを勧告及び命令することができる。また議長は「後刻記録を調査の上措置する」旨を宣告し、記録を調査の上、不穏当（不適當）であると認めた場合は、本人の了解を得て、その部分を取り消す。
- 98 執行機関の発言の取消し及び訂正については、議員の発言に準じて取り扱う。

第7章 質疑・討論及び表決

第1節 質疑

- 99 2件以上の事件を一括して議題とした場合でも、質疑の回数は、同一議題として会議規則の定める回数とする。
- 100 議員は、自己の所属する委員会の委員長報告については、質疑をしない。
- 101 委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する疑義にとどめ、付託された議案に対し、提出者に質疑することはできない。

第2節 討論

- 102 討論は、おおむね次の順序により行い、修正案に対する討論は、原案に対する討論と併せて、これを行う。
- （1）委員会に付託しない場合
 - ① 修正案のない場合＝原案反対者－原案賛成者
 - ② 修正案のある場合＝原案賛成者－原案及び修正案反対者－原案賛成者－修正案賛成者
 - （2）委員会に付託した場合
 - ① 報告が可決の場合＝原案反対者－原案賛成者
 - ② 報告が否決の場合＝原案賛成者－原案反対者

- ③ 報告が修正の場合＝原案賛成者－原案及び修正案反対者－原案賛成者－修正案賛成者
- (3) 委員長報告後修正案のある場合＝原案賛成者－原案及び修正案反対者－原案賛成者－修正案賛成者
- (4) 委員長報告が可決で少数意見のある場合＝原案賛成者－少数意見賛成者（原案反対者）
- (5) 委員長報告が否決で少数意見のある場合＝原案反対者－少数意見賛成者（原案賛成者）
- 103 討論においては、冒頭に賛否を明らかにしてから、その理由を述べる。
- 104 一括議題とした事件に対する討論は、一括して行うことができる。
- 105 法及び会議規則に規定されているもののほか、次に掲げるものについては、おおむね討論を用いない。
- (1) 会期決定の議決
 - (2) 会期延長の議決
 - (3) 休会の議決
 - (4) 休会の日の開議の議決
 - (5) 事件の撤回又は訂正及び動議の撤回の許可
 - (6) 議決事件の字句及び数字等の整理を議長に委任する議決
 - (7) 委員会の審査又は調査に対して期限を付ける議決
 - (8) 中間報告を求める議決
 - (9) 発言取消しの許可
 - (10) 請願の特別委員会付託の議決
 - (11) 請願の委員会付託省略の議決
 - (12) 会議規則の疑義に関する決定
 - (13) 議事進行の動議の議決

第3節 表決

- 106 委員長の報告が可決の場合の表決は、委員長報告のとおり決するかを採決し、委員長の報告が否決の場合は原案について採決する。
- 107 委員長報告が修正の場合又は議員から修正案が提出されたときは、まず修正案を採決した後、修正議決した部分を除く原案について採決する。ただし、修正案が否決されたときは、原案について採決する。
- 108 数個の修正案が提出されたときの表決の順序は、次のとおりとする。
- (1) 議員のみの修正案で共通部分がない場合
原案に最も遠いものから先に表決をとる。
 - (2) 議員のみの修正案で共通部分がある場合
まず、共通部分を表決に付するのが通例である。しかし、共通部分が極めて小部分であるときは、各案ごとに表決に付することもある。
 - (3) 議員の修正案と委員会の修正案で、共通部分がない場合
議員の修正案から先に表決をとる。
 - (4) 議員の修正案と委員会の修正案で、共通部分がある場合
まず、議員の修正案中、委員会の修正案と共通の部分を除く修正部分について表決に付する。
次に、議員の修正案と委員会の修正案の共通部分について表決に付する。
最後に、議員の修正案と委員会の修正案と共通部分を除く委員会の修正案を表決に付する。
- 109 一括議題とした議案等に対する表決は、1件ごとに採決をするのが原則である。ただし、異議がないと認められるときは、一括して採決することができる。
- 110 全員が、異議がないと認められる事件の表決は、簡易表決による。

第8章 委員会

- 111 議長は、委員長及び副委員長の互選の結果を本会議において報告する。
- 112 議長は、常任委員になった後、議会の同意を得て当該常任委員を辞任することができる。
- 113 常任委員の所属変更は、相互の変更を希望する当該委員が議長に申し出、議長が会議に諮って、その所属を変更する。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

変更を希望する委員会の委員に欠員があるときは、当該委員の申し出のみによって、議長が会議に諮って、その所属を変更する。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

- 114 議長は、議会運営委員及び特別委員にならないのを原則とする。
- 115 副議長は、議会運営委員にならないのを原則とする。
- 116 補欠選挙等により新たに当選した議員の常任委員会の所属は、原則として欠員となっている委員会とし、議長が指名する。
- 117 特別委員会の名称は、審査若しくは調査又は設置の目的を冠して呼称する。
- 118 特別委員の選任は、委員会設置の議決の当日行うのを原則とする。
- 119 特別委員会の委員長及び副委員長の互選は、委員会設置の議決の当日行うのを原則とする。
- 120 連合審査会を開く旨の議長への通知は、関係委員長の連名で行う。
- 121 連合審査会の開催通知は、関係委員長の連名で行う。
- 122 連合審査会の議事は、主たる委員会の委員長が主宰する。
- 123 連合審査会に付した事件の表決は、主たる委員会において行う。
- 124 委員会に付託された審査又は調査事件を、閉会中もなお継続して行おうとするときは、委員会から申し出るのが原則であるが、委員会に付託する際に、これを議決することもできる。

なお、長期にわたって調査の必要があるときは、調査終了まで閉会中もこれを行う旨の議決をすることもできる。

第9章 請願（陳情）

- 125 議長は、請願の紹介議員にならないのを原則とする。
また、当該事項を所管する委員会の委員長についても同様とする。
- 126 請願者が、請願書を取下げようとする場合は、取下申出書を議長に提出しなければならない。
- 127 請願の訂正については、原則としてこれを認めない。
- 128 請願文書表については、請願書の写しとする。
- 129 議長は、原則として会議のための議会運営委員会開催日の2日前（土日、休日を除く）までに受理した請願については、会議初日に上程し、その後会議最終日の2日前（土日、休日を除く）までに受理した請願については、会議最終日に上程する。この場合、議長は請願を所管の委員会に付託した後、閉会中の継続審査を会議に諮る。
- 130 委員会付託を省略して本会議で審議する請願について、必要があるときは、紹介議員に説明させる。
- 131 請願を議決したときは、その結果を請願者に通知する。
- 132 市長等から、請願の処理経過及び結果の報告書が提出されたときは、議長は、次の会議において議員配付し、報告するとともに、その報告内容を市議会ホームページに掲載する。
- 133 議案に関連する請願については、その議案が可決又は否決されたときは、「みなし採択」又は「みなし不採択」とする。
- 134 同一会期中において、請願がすでに議決した請願の内容と同一のものについては、「みなし採択」又は「みなし不採択」として取り扱う。ただし、必要がある場合は、議決することができる。
- 135 請願の内容が複数の項目にわたる場合で、内容が採択できる項目については、その項目を取りあげて、一部採択として採決することができる。
- 136 閉会中の継続審査に付された請願について、取下げの申し出があったときは、議長は所管の委員長にこの旨を通知し、次の会議において、許可を求める。
- 137 陳情書又はこれに類するもので、議長が必要と認めるものは、請願書の例により処理し、請願書の例により処理する必要がないと認めるものについては、議会運営委員会に諮って、その写し、又は、その要旨を印刷し、議員に配付する。

第10章 辞職

- 138 議長、副議長及び議員の辞職を許可したときは、次の方法により措置する。

（1）議長の場合

議場等に登庁しているときは直ちに口頭により告げ、欠席しているときは、文書でその旨を本人に通知する。

(2) 副議長の場合

議場等に登庁しているときは直ちに口頭により告げ、閉会中又は欠席しているときは、文書でその旨を本人に通知する。

(3) 議員の場合

議員の辞職を許可したときは直ちに文書でその旨を本人に通知する。

139 議会の許可を得て辞職した議長及び副議長は、その会議においてあいさつをするのを通例とする。

第11章 会議録

140 会議録署名議員は、会期を通じて議席順により議長が指名し、又は、会議日ごとに議席順により議長が指名する。ただし、事故あるときは、次の議席にある者を指名する。

141 会議において議長の職務を行った臨時議長、仮議長及び副議長は、会議録に署名する。

142 会議録に、開会前及び閉会後のあいさつも記載する。

143 会議において発言の取消しが許可されたときは、その発言は、配付（閲覧用を含む）する会議録には記載又は記録しない。ただし、会議録の原本にはそのまま記載又は記録する。執行機関等の関連する発言についても、同様とする。

144 会議において、議長が取消しを命じた発言でも、会議録の原本にはそのまま記載又は記録する。ただし、配付（閲覧用を含む）する会議録には、その発言は掲載又は記録しない。

145 会議録は、議員のほかおおむね次の者に配付する。

(1) 市長、副市長、技監、会計管理者及び部長

(2) 教育長

(3) 行政委員会

(4) 小・中学校及び図書館

(5) 一部事務組合

第12章 議会運営委員会

146 長から議会招集の申入れがあったときは、速やかに議会運営委員会を開き、執行機関から付議事件の概要について報告を求め、所要の協議を行い、諸般の態勢を整える。

また、議長から諮問があったときは、速やかに会議を開き、諮問事項について協議する。

147 議会運営委員会は、議会運営に関する諸般の協議を目的として、おおむね次に掲げる事項について協議する。

1 議会の運営に関する事項

(1) 会期及び会期延長の取扱い

(2) 会期中における会議日程

(3) 議事日程

(4) 議席の決定及び変更

(5) 発言の取扱い（発言順序、発言者、発言時間等）

(6) 議事進行の取扱い

(7) 説明員の出席の取扱い

(8) 議会の施設の取扱い（議員控室、委員会室、傍聴席等）

(9) 議会における選挙の取扱い

(10) 一般質問の取扱い

(11) 緊急質問の取扱い

(12) 特別委員会設置の取扱い

(13) 委員会の構成の取扱い

(14) 委員会の閉会中の継続審査（又は調査）の取扱い

(15) 議長、副議長及び議員の辞職の取扱い

(16) 休会の取扱い

(17) 議会内の秩序の取扱い

(18) 議案の取扱い

- (19) 動議の取扱い（修正動議を含む）
- (20) 議員及び委員会提出議案（条例、意見書、決議）の取扱い
- (21) 長の不信任決議の取扱い
- (22) 議員の資格の取扱い
- (23) 請願、陳情等の取扱い
- (24) その他議会運営上必要と認められる事項

2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

- (1) 会議規則、委員会条例の制定、改正
- (2) 議会事務局、議会図書室設置条例の制定、改正
- (3) その他規則、条例等これに類すると認められる事項

3 議長の諮問に関する事項

- (1) 議長の臨時会の招集請求
- (2) 議会の諸規程等の起草及び先例解釈運用等
- (3) 傍聴規則の制定、改正
- (4) 常任委員会間の所管の調整
- (5) 慶弔等に関する事項
- (6) 議員派遣
- (7) その他議長が必要と認める事項

148 議会運営委員会で決定された議会の運営等に関する事項等については、あらかじめ議員全員に周知する措置を講ずる。

149 議会運営委員会の協議の結果については、議員はこれを遵守する。

150 副議長は、委員外議員として議会運営委員会に出席する。

第13章 参考人

151 参考人の出席を求める場合は、あらかじめ本人の了承を得ておく。

152 請願、陳情等の審査に際し、必要がある場合は、提出者に参考人として説明を求めることができる。

第14章 全員協議会

153 全員協議会に関する事項は、別に定める。

第15章 議会基本条例

154 議会基本条例第29条に基づく見直し手続きは、議長又は議員2名以上の発議により、全員協議会において行うものとする。全員協議会は、その権限の全部又は一部を、議会運営委員会又は特別委員会に委任することができる。

第16章 慶弔

155 議員が叙勲され、又は議員として受賞したときは、会議において議長が報告する。

156 議員が逝去したときは、会議において議長が弔意を表し、又は同僚議員が追悼演説を行った後、黙とうを行う。その際、議席に献花する。

第17章 その他

157 臨時議長の紹介は、事務局長が行う。

158 議員が一部事務組合議会又は広域連合議会（以下「一部事務組合議会等」という。）に出席したときは、その経過及び結果を議長に報告する。

159 議員が議会を代表して会議に出席したときは、その経過及び結果を議長に報告する。

160 議長は、一部事務組合議会等の報告があったときは、必要と認めるものについて、次の会議又は全員協議会で出席議員に報告させる。

161 この基準の改正は、議会運営委員会又は全員協議会の決定事項に基づき決定する。

附 則

この基準は、平成18年4月7日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年12月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年5月27日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年8月6日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年2月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年12月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年8月27日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年11月24日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年2月14日から施行する。

加東市議会傍聴規則（平成18年4月7日加東市議会規則第2号）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の定員）

第3条 一般席の定員は、30人とする。

（傍聴の手続）

第4条 議長は、会議当日の先着順に傍聴を認めるものとする。

（傍聴券の交付）

第5条 議長は、一般席の傍聴券を交付して、その人員を制限する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券を見やすい箇所に着用しなければならない。

3 傍聴人は、傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

（議場への入場禁止）

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（1）銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

（2）はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

（3）鉢巻、腕章（職員及び報道関係者が着用する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

（4）ラジオ、拡声器又は無線機を携帯している者

（5）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

（6）下駄、木製サンダルの類を履いている者

（7）酒気を帯びていると認められる者

（8）異様な服装をしている者

（9）前各号に掲げるもののほか、議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 保護者又は引率者（教職員及び学校関係者をいう。）が同伴しない児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

（1）議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（2）談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

（3）鉢巻、腕章（職員及び報道関係者が着用する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又ははり紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

（4）帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（5）飲食又は喫煙をしないこと。

（6）みだりに席を離れないこと。

（7）不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

（8）前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴人は、傍聴席に電子的にデータを処理する機能を持つ機器（携帯電話、スマートフォン、タブ

レット端末、パーソナルコンピュータ、カメラ、ＩＣレコーダー及びビデオカメラ等をいう。以下「情報通信機器」という。）を持ち込む場合、その使用に際して加東市議会における情報通信機器の使用基準に定められた禁止事項の適用を受けるものとする。

（録音、録画及び写真撮影の禁止）

第９条 傍聴人は、傍聴席において録音し、録画し、及び写真撮影をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（係員の指示）

第１０条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第１１条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

２ 前項の規定により退場させられた者は、当日再び傍聴席に入ることができない。

（準用）

第１２条 委員会の傍聴については、第７条から第１１条までの規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「委員長」と、「議場」とあるのは「委員会室」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成１８年４月７日から施行する。

附 則（平成１８年９月２８日議会規則第４号）

この規則は、平成１８年１１月１日から施行する。

附 則（平成２５年１２月２５日議会規則第１号）

この規則は、平成２６年２月２４日から施行する。

附 則（平成２９年６月８日議会規則第２号）

この規則は、平成２９年６月１６日から施行する。

加東市議会手話通訳及び要約筆記実施要綱(平成28年3月25日加東市議会告示第1号)

(目的)

第1条 この告示は、聴覚障害者及び音声、言語障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）に対する手話通訳及び要約筆記（以下「手話通訳等」という。）の実施に関し必要な事項を定め、聴覚障害者等に開かれた議会を実現することを目的とする。

(手話通訳等の実施)

第2条 手話通訳等は、次に掲げる場合に実施するものとする。

- (1) 公開されている本会議又は委員会で、聴覚障害者等から傍聴の希望があったとき。
- (2) 議会の活動において、手話通訳等の実施を議長が必要と認めたとき。

(申込手続)

第3条 前条第1号の傍聴希望者は、原則として傍聴希望日の1週間前までに、手話通訳・要約筆記申込書（別記様式）に必要事項を記入し、議長に提出しなければならない。

2 前項の申込後、やむを得ない理由により申込内容を変更し、又は取り消す場合は、速やかに議長に届け出るものとする。

(手話通訳者及び要約筆記者の配置)

第4条 議長は、前条第1項の規定による申込書を受理したときは、手話通訳等に必要な人員を議場又は傍聴席に配置するものとする。ただし、やむを得ない理由により配置ができないときは、速やかにその旨を申込者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、手話通訳等の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

加東市議会議員記章規程（令和２年１２月２４日加東市議会訓令第２号）

（趣旨）

第１条 この訓令は、加東市議会議員（以下「議員」という。）の議員記章（以下「記章」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（記章の様式）

第２条 記章は、全国市議会共通議員章とする。

（記章の貸与）

第３条 記章は、貸与する。

（記章の着用）

第４条 議員は、在職中公務に従事するときは、この訓令に定める記章を着用しなければならない。

（着用の位置）

第５条 記章は、左襟又は左胸部の見やすい位置に着用するものとする。

（弁償）

第６条 記章を亡失し、又は損傷したときは、その実費を弁償しなければならない。

附 則

この訓令は、平成１８年４月７日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。（令和２年１２月２４日加東市議会訓令第２号）

加東市議会広報の発行に関する規程（平成24年12月26日加東市議会訓令第2号）

（趣旨）

第1条 この訓令は、加東市議会の活動状況を市民に周知するため発行する加東市議会広報紙（以下「広報紙」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 広報紙の名称は、「かとう市議会だより」とする。

（発行）

第3条 広報紙の発行者は、議長とする。

2 広報紙の発行回数は年4回とし、定例会ごとに発行するものとする。ただし、必要があるときは臨時に発行し、又は休刊することができる。

（広報委員会の設置と所管事項）

第4条 広報紙の編集作業等を行うため、加東市議会に加東市議会広報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- （1）広報紙の企画立案及び編集、校正に関すること。
- （2）広報紙に関する調査研究。

（委員の定数）

第5条 委員会の委員の定数は、8人以内とし、議長が選任する。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第7条 委員会に委員の互選により委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員会を総理する。

3 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 委員会は、委員長が招集する。

（発行の承認）

第9条 広報の校正刷は、印刷開始前に議長に提出し、承認を受けなければならない。

（補足）

第10条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、委員会に諮って議長が決定する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（加東市議会広報特別委員会規程の廃止）

2 加東市議会広報特別委員会規程は、廃止する。

附 則（平成30年1月29日加東市議会訓令第1号）

この訓令は平成30年2月1日から施行する。

加東市議会広報の編集に関する内規

1、目的

この内規は、加東市議会広報紙の編集に関し、必要な事項を定めるものとする。

2、編集内容

「かとう市議会だより」は、会議録形式ではなく、多くの住民に読んでいただくために内容はわかりやすく要約し、その内容は住民に関係が深いものとする。

3、様式

A 4 版で 1 行 12 文字の 5 段組（1 段 3 4 行）とする。

一般質問については 1 ページにつき 2 人分を掲載する。

4、一般質問の編集

原稿は、質問者が作成し、加東市議会広報委員会（以下「委員会」という。）が定める期日までに、以下の項目を遵守の上作成すること。

ただし、委員会で編集の結果、その原稿内容に大幅な変更が生じた時は、変更後の原稿内容について作成者に了解を求めるものとする。

なお、原稿の提出がない場合は、質問者の氏名のみ掲載することとする。

①質問項目の多少にかかわらず、質問と答弁の要旨は、17 文字 5 2 行以内とする。

②あいさつ、要望、地元の陳情、お礼などは、一般質問ではないので掲載しない。

③再質問は「再質問」と表示しないで、あくまでも問答方式で記述のこと。

④一般質問欄の写真又はイラストは基本的には質問者が準備することとし、1 人あたり 1 枚とする。

ただし、写真又はイラストの採用及び取り扱いについては、委員会が決定する。

5、適用期日

この内規は、平成 19 年 3 月 9 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 20 年 3 月 10 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 21 年 9 月 7 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 24 年 12 月 26 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 28 年 9 月 23 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 30 年 3 月 23 日から適用する。

附 則

この内規は、令和 3 年 1 月 30 日から適用する。

加東市議会自由討議実施要綱（平成30年9月26日加東市議会訓令第4号）

（趣旨）

第1条 この訓令は、加東市議会基本条例(平成22年9月28日加東市条例第18号)第17条に規定する自由討議の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（開始）

第2条 自由討議は、本会議等において、議長、委員長、議員又は委員の発議により開始するものとする。

2 前項の場合において、自由討議を発議する場合は、討議の趣旨及び目的を明確に示さなければならない。

3 議長又は委員長（以下「議長等」という。）は、自由討議を実施する場合において、市長等の本会議等への出席要求を必要最小限にとどめるものとする。

（発言者等）

第3条 発言者は、議長等が指名するものとする。

2 市長等は、発言に加わらないものとする。ただし、議長等から発言を求められた場合は、この限りでない。

（論点整理）

第4条 議長等は必要に応じ討議の論点を整理することができる。

（討議の終結）

第5条 議長等は、討議が終わったとき又は討議が容易に終結しないと認められるときは、本会議等に諮ってその終結を宣告する。

2 議員又は委員は、討議時間が30分を超え討議が容易に終結しないときは、その終結の動議を提出することができる。

3 前項の場合において、議長等は、討議の終結の動議については、討論を用いずに本会議等に諮って決める。

（記録及び会議の公開）

第6条 自由討議の記録及び会議の公開については、本会議等の記録及び会議の公開の取扱いの規定に準じる。

（その他）

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年9月26日から施行する。

加東市議会政策討論会実施要綱（平成30年9月26日加東市議会訓令第5号）

（目的）

第1条 この訓令は、加東市議会基本条例（平成22年9月28日加東市条例第18号）第18条の規定に基づき設置する議会政策討論会（以下「討論会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2条 討論会は、議員全員をもって構成する。

2 討論会に座長を置き、議長がこれにあたる。

3 議長に事故あるときは、副議長がその任にあたる。

（討論会の議題）

第3条 議員は、討論会の議題を提出しようとするときは、政策討論会議題提案書（別紙様式）を議長へ提出する。

（運営の方針）

第4条 討論会の議事の決定及び運営等は、議会運営委員会において決定する。

2 前条により提出された議題を議会運営委員会において協議し、開催の是非及び議題を決定する。

（討論会）

第5条 討論会は、座長が招集し、これを主宰する。

2 討論会で議題となった事項は、提出議員が討論会において概要を説明するものとする。

（意見の活用）

第6条 議会は、討論結果等を次のとおり活用するものとする。

（1）委員会における審査及び政策立案

（2）市長等への政策提案

（3）その他議会における政策形成への反映

（記録）

第7条 討論会は、事務局において要点筆記し、公開する。

（その他）

第8条 この訓令に定めるもののほか、討論会の運営に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮り定める。

附 則

この訓令は、平成30年9月26日から施行する。

附 則（令和3年3月31日加東市議会訓令第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の各訓令に基づく様式でなされた申出、申請等は、この訓令による改正後の各訓令に基づく様式でなされた申出、申請等とみなす。

別紙様式（第3条関係）

年 月 日

議長 様

氏名

政策討論会議題提案書

加東市議会政策討論会実施要綱第3条の規定により、次のとおり政策討論会の議題を提案します。

記

1 議題

2 提案理由

3 資料等

加東市議会会派規程（平成30年9月26日加東市議会訓令第6号）

（趣旨）

第1条 この訓令は、加東市議会基本条例（平成22年加東市条例第18号）第7条に規定する会派に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この訓令において会派とは、市政に関する調査、研究等の活動を行うため2人以上の議員で構成された団体であつて、第3条の会派結成届を届け出たものをいう。

2 議員は、複数の会派に所属することはできない。

（届出）

第3条 議員が会派を結成したときは、会派の代表者は会派結成届（様式第1号）により議長に届け出なければならない。ただし、一般選挙後、議長が選挙されるまでの間の会派結成届は、議会事務局長に届け出るものとする。

2 会派の代表者は、前項に規定する届出に異動が生じたときは、速やかに会派異動届（様式第2号）により議長に届け出なければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であつた者は、速やかに会派解散届（様式第3号）により議長に届け出なければならない。ただし、議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により、会派に所属する議員が存在しなくなった場合は、この限りではない。

4 一般選挙後において、一般選挙前の会派が引き続き存在するときも、改めて会派結成届（様式第1号）を議長に提出するものとする。

（呼称の使用）

第4条 会派に属さない議員は、議会活動においてその政治理念を表現するものとしての呼称を使用するときは、あらかじめ、呼称使用（変更、廃止）届（様式第4号）により議長に届け出なければならない。当該呼称を変更する場合又は廃止する場合も同様とする。

（遵守）

第5条 会派所属議員は、会派としての同意事項又は決定事項等を誠意をもってこれを遵守しなければならない。

（その他）

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日加東市議会訓令第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の各訓令に基づく様式でなされた申出、申請等は、この訓令による改正後の各訓令に基づく様式でなされた申出、申請等とみなす。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

加東市議会議長 様

会 派 名

代表者氏名

会 派 結 成 届

加東市議会会派規程第3条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 会派の名称

2 結成年月日 年 月 日

3 代表者氏名

4 所属議員（代表者含む）

役職	氏名

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

加東市議会議長 様

会 派 名

代表者氏名

会 派 異 動 届

加東市議会会派規程第3条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

区 分	変 更 前		変 更 後	
会派の名称				
代表者氏名				
変更年月日				
所属議員数				
所 属 議 員	役職	氏名	役職	氏名

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

加東市議会議長 様

会 派 名

代表者氏名

会 派 解 散 届

加東市議会会派規程第3条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 解散会派の名称

2 解 散 年 月 日

年 月 日

加東市議会議長 様

呼 称 名
氏 名

呼称使用（変更、廃止）届

加東市議会会派規程第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出区分	1	呼称（新規）使用	使用呼称名	
	2	呼称変更	変更前	
			変更後	
	3	呼称使用廃止	廃止呼称名称	

※該当する届出区分（1～3）のいずれかに○をつけ、呼称内容を記入

加東市議会における情報通信機器の使用基準

1 趣旨

この基準は、加東市議会（以下「市議会」という。）の会議における情報通信機器の使用に関し、その適正な使用について必要な事項を定める。

2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報通信機器 電子的にデータを処理する機能を持つ機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、パーソナルコンピュータ、カメラ、ＩＣレコーダー及びビデオカメラ等）をいう。
- (2) 会議 本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び加東市議会会議規則（平成１８年加東市議会規則第１号）第１２８条の協議の場をいう。
- (3) 市長等 市長その他の執行機関及びその補助職員

3 情報通信機器の利用者

- (1) 情報通信機器を使用できる者（以下「利用者」という。）は、加東市議会議員、市長等及び議長が会議に出席を要請した者とする。
- (2) 利用者は、会議において情報通信機器を使用する場合は、市議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけるものとする。

4 情報通信機器の使用

利用者は、会議に情報通信機器を持ち込んで使用する場合は、情報通信機器を当該会議の目的以外に使用してはならない。

5 禁止事項

情報通信機器の使用に当たって、次に掲げる事項を禁止するものとする。

- (1) 個人情報並びに議会及び市において公開されていない情報を公開すること。
- (2) 会議を録音し、録画し、及び写真撮影すること。ただし、議長又は会議の長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (3) 着信音、音声及び操作音を発する等会議の運営に支障となる行為。
- (4) 電子メールの送信等を行うこと。
- (5) 審議及び審査中の情報を外部に発信すること。
- (6) ホームページ、ブログ、その他ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）等へ投稿を行うこと。
- (7) 他人の迷惑になる行為。
- (8) その他議長が定める行為。

6 違反行為に対する措置

議長又は会議の長は、利用者が禁止事項に違反したときは、注意するものとする。ただし、注意によっても違反行為が改められない場合は、情報通信機器の使用を停止させることができる。

7 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この基準は、平成２９年６月１６日から施行する。

加東市議会事務局設置条例（平成１８年４月７日加東市条例第１８９号）

（設置）

第１条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条第２項の規定に基づき、加東市議会に加東市議会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

（事務局の職員）

第２条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

（定数）

第３条 前条の職員の定数は、加東市職員定数条例（平成１８年加東市条例第２３号）の定めるところによる。

（委任）

第４条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長がこれを定める。

附 則

この条例は、平成１８年４月７日から施行する。

加東市議会事務局処務規程（平成18年4月7日加東市議会訓令第5号）

（趣旨）

第1条 この訓令は、加東市議会事務局設置条例（平成18年加東市条例第189号）第4条の規定に基づき、加東市議会事務局（以下「事務局」という。）の組織その他に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 事務局に次の係を置く。

- （1）庶務係
- （2）議事係

（事務分掌）

第3条 前条の係の分掌事務は、次のとおりとする。

- （1）庶務係
 - ア 議員名簿の作成（履歴簿、役員簿、勤続年数調を含む。）に関する事。
 - イ 文書物件の收受、発送、保管に関する事。
 - ウ 公印の保管に関する事。
 - エ 議員の出欠（出席簿の作成、保管、欠席届の受理）に関する事。
 - オ 議員の議員報酬、費用弁償に関する事。
 - カ 議会費の予算要求等に関する事。
 - キ 儀式、交際に関する事。
 - ク 慶弔に関する事。
 - ケ 議会の公報資料に関する事。
 - コ 図書室の整備、管理に関する事。
 - サ 議長会に関する事。
 - シ 職員の任免、給与、賞罰及び身分に関する事。
 - ス 職員の服務及び規律、厚生に関する事。
 - セ 条例、規則の制定、改廃に関する事。
 - ソ 議会関係諸規程の制定、改廃に関する事。
 - タ 請願、陳情、及び建議、意見書等に関する事。
 - チ 各議案審議に必要な資料の収集に関する事。
 - ツ 事業、事務の調査、検査に関する事。
 - テ 統計資料の作成に関する事。
 - ト 各種行政に関する世論、情報の収集整理に関する事。
 - ナ 各種法規の調査、研究に関する事。
- （2）議事係
 - ア 議事日程及び諸般の報告に関する事。
 - イ 議案、請願、陳情の收受、配付、送付に関する事。
 - ウ 議会の本会議の議事に関する事。
 - エ 議会における選挙に関する事。
 - オ 会議次第記録に関する事。
 - カ 会議録、決議録の調製保管に関する事。
 - キ 議会の傍聴人に関する事。
 - ク 議場その他委員会室の管理、取締に関する事。
 - ケ 委員会に関する事。
 - コ 委員会記録調製に関する事。
 - サ 公聴会に関する事。

（職員）

第4条 事務局に事務局長のほか事務局次長及び係長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、議長の命を受けて議会の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 事務局次長は、上司の命を受けて議会の事務について事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 係長は、上司の命を受けて担当の事務を処理し、所属職員を指揮する。
- 5 係員は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。

(決裁)

第5条 議会の事務は、すべて事務局長を経て議長の決裁を受けなければならない。

- 2 議長に事故があるときは、副議長の決裁を受けなければならない。
- 3 議長、副議長共に事故があるとき、特に緊急を要する事務については、事務局長が代決する。ただし、重要又は異例の事務については、代決することができない。

(事務局長の専決事項)

第6条 事務局長の事務専決については、加東市決裁規程（平成18年加東市訓令第4号）における部長専決の例による。

(公印)

第7条 公印の名称、寸法、書体、保管責任者、用途及び個数は、別表第1とし、公印のひな型は、別表第2のとおりとする。

- 2 公印の取扱いについては、市長部局の例による。

(準用)

第8条 この告示に定めるもののほか、事務の処理及び職員の服務については、別に定めるものを除き、市長部局の例による。

附 則

この訓令は、平成18年4月7日から施行する。

附 則（平成20年9月4日加東市議会訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月26日加東市議会訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日加東市議会訓令第2号）

この訓令は平成30年4月1日から施行する。

別表第 1（第 7 条関係）

番号	公印の名称	寸法 (mm)	書体	保管責任者	用途	個 数
1	兵庫県加東市議会印	方 2 4	れい書	事務局長	議会名をもって発 する公文書用	1
2	兵庫県加東市議会 議長印	方 2 1	れい書	事務局長	議長名をもって発 する公文書用	1
3		方 3 0	れい書	事務局長	表彰状等用	1
4	兵庫県加東市議会 副議長印	方 2 1	れい書	事務局長	副議長名をもって 発する公文書用	1
5	兵庫県加東市議会 常任委員会委員長印	方 1 8	れい書	事務局長	常任委員長名をも って発する公文書 用	1
6	兵庫県加東市議会 特別委員会委員長印	方 1 8	れい書	事務局長	特別委員長名をも って発する公文書 用	1
7	兵庫県加東市議会 運営委員会委員長印	方 1 8	れい書	事務局長	議会運営委員長名 をもって発する公 文書用	1
8	兵庫県加東市議会 委員長印	方 1 8	れい書	事務局長	常任委員長名、特 別委員長名及び議 会運営委員長名以 外の委員長名をも って発する公文書 用	1
9	兵庫県加東市議会 事務局長印	方 1 8	れい書	事務局長	議会事務局長名を もって発する公文 書用	1

別表第2（第7条関係）

1	2	3	4	5
兵 庫 県 加 東 市 議 会 之 印	兵 庫 県 加 東 市 議 会 議 長 之 印	議 市 兵 長 庫 之 議 県 印 会 加 東	兵 庫 県 加 東 市 議 会 副 議 長 印	加 東 市 議 会 常 任 委 員 会 委 員 長 之 印
6	7	8	9	
加 東 市 議 会 特 別 委 員 会 委 員 長 之 印	加 東 市 議 会 運 営 委 員 会 委 員 長 之 印	加 東 市 議 会 委 員 長 之 印	加 東 市 議 会 議 会 事 務 局 長 之 印	

加東市（議会）情報公開条例施行規程（平成18年4月7日加東市議会訓令第2号）

加東市議会の所管に係る加東市情報公開条例(平成18年加東市条例第16号)の施行については、加東市情報公開条例施行規則(平成18年加東市規則第8号)の規定の例による。

附 則

この訓令は、平成18年4月7日から施行する。

加東市（議会）個人情報保護条例施行規程（平成18年4月7日加東市議会訓令第3号）

加東市議会の所管に係る加東市個人情報保護条例(平成18年加東市条例第17号)の施行については、加東市個人情報保護条例施行規則(平成18年加東市規則第9号)の規定の例による。

附 則

この訓令は、平成18年4月7日から施行する。

加東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（令和2年10月1日加東市条例第36号）

（趣旨）

第1条 この条例は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、加東市議会議員（以下「議員」という。）が、療養等の理由による長期欠席のために議員の職責を果たせない場合又は議会への市民の信頼に反し議員としての責任を果たせない場合に、当該議員の議員報酬及び期末手当の支給に関し、加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成18年加東市条例第36号。以下「議員報酬条例」という。）の特例について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本会議等 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）に定める会議、法第109条に基づき設置された委員会の会議又は加東市議会会議規則（令和2年加東市議会規則第1号）に基づく協議等の場をいう。
- (2) 長期欠席 議員が、療養、長期不在その他の理由により、引き続き90日を超えて本会議等に出席できなくなった場合をいう。
- (3) 公務上の災害 兵庫県町議会議員の公務災害補償等に関する条例（昭和44年兵庫県町議会議員公務災害補償組合条例第1号）に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。

（議員報酬の減額）

第3条 議員が長期欠席したときの議員報酬は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬に、次の表の左欄に掲げる長期欠席の期間に応じて、同表の右欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

長期欠席の期間	支給割合
90日を超え180日以下であるとき。	100分の80
180日を超え365日以下であるとき。	100分の70
365日を超えるとき。	100分の50

- 2 前項の長期欠席の期間は、本会議等を欠席した日から本会議等に出席した日の前日までとする。
- 3 第1項の規定は、長期欠席の期間が90日を超えた日から長期欠席後に初めて本会議等に出席した日の前日まで適用し、当該議員報酬はその月の現日数を基礎として日割りにより計算する。
- 4 前3項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、減額される月（以下「減額月」という。）の初日から末日までの間に支給割合が異なる場合の議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割りにより計算する。
- 5 第1項の規定において、当該月の議員報酬について既に支払われていたとき、翌月の議員報酬から当該減額に係る額を差し引いて支給する。ただし、議員の辞職その他の事由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、第1項の規定は適用しない。

（期末手当の減額）

第4条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）の前6月以内の期間において減額月があるときの期末手当の額は、議員報酬条例の規定により支給されるべき期末手当の額に、長期欠席の期間に応じて、前条第1項に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- 2 基準日の前6月以内の期間に支給割合が異なる場合の期末手当額は、支給割合が低い方を適用して計算する。

（適用除外）

第5条 次に掲げる事由により議員が本会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は、長期欠席の期間に含まないものとする。

- (1) 公務上の災害

(2) 出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間

(3) その他議長が前2号の事由に準ずると認める場合
(議員報酬の支給停止)

第6条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたとき又は公訴の提起を受けたときは、当該処分を受けた日から解かれた日までの期間、議員報酬の支給を停止する。

2 前項の規定により支給を停止する議員報酬の額は、逮捕等の期間の日数に応じてその月の現日数を基礎として日割りにより計算した額とする。

(期末手当の支給停止)

第7条 議員が、基準日前6月以内の期間において、前条第1項の規定により議員報酬の支給を停止され、かつ、基準日において、なお、それが継続しているときは、当該期末手当の支給を停止する。

(停止されていた議員報酬及び期末手当の支給)

第8条 第6条第1項及び前条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、該当した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の職を離れている者についても、同様とする。

(1) 公訴の提起がされなかったとき。

(2) 無罪の判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したとき。

(停止されていた議員報酬及び期末手当の不支給)

第9条 第6条第1項及び第7条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、有罪の判決が確定したときは、これを支給しない。

(議員報酬及び期末手当の不支給)

第10条 議員が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める期間（以下「不支給期間」という。）に係る議員報酬は、支給しない。

(1) 刑事事件の刑の執行のため刑事施設に収容されたとき 当該刑事施設に収容された期間

(2) 法第135条第1項第3号に規定する一定期間の出席停止の懲罰を受けたとき 当該出席停止期間

2 前項の規定により支給しないこととする議員報酬の額は、各月における不支給期間の日数に応じてその月の現日数を基礎として日割りにより計算した額とする。

3 基準日前6月以内の期間において、第1項第1号の規定により議員報酬の支給を停止されている月があるときは、期末手当を支給しない。

4 再審等により無罪の判決が確定したときは、不支給期間に係る議員報酬及び期末手当を支給する。
(改選後における議員報酬及び期末手当に係る効力)

第11条 この条例の規定による議員報酬及び期末手当の減額、支給停止並びに不支給については、その事由が生じた日の属する任期中に限り、その効力を有する。

(疑義の決定)

第12条 この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に長期欠席している議員については、この条例の施行の日からその期間を起算する。

3 この条例の施行の際現に刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けている議員については、この条例の施行の日当該処分を受けたものとみなして、この条例を適用する。

加東市議会議員が参加を希望する研修にかかる経費の負担に関する内規

1 趣旨

この内規は、加東市議会議員が参加を希望する研修会等において、市が負担する経費（以下、「市負担金」という。）及び議員個人が負担する経費（以下、「議員負担金」という。）に関し、その負担金額、負担限度額等必要な事項を定めるものとする。

2 市負担金の支出

市負担金は、議長が議員研修として適当と認めた研修に限り、支出できるものとする。

3 市負担金の額

市負担金は、議員一人当たり年間１０，５００円を限度とする。

4 議員負担金の額及び納付方法

負担する額のうち、市負担金を超える金額を、議員負担金の額とする。市は議員負担金を研修会等参加希望議員へ請求し、当該議員は納期限内に市へ納付するものとする。

5 その他

この内規の改正は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

6 適用期日

この内規は、令和３年６月２５日から適用する。

加東市議会議長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、加東市議会（以下「議会」という。）の円滑な運営を図るため、議長等が議会を代表して外部との交際に要する経費（以下「交際費」という。）に関し、その支出区分、支出範囲、支出金額等必要な事項を定めるものとする。

(交際費の支出)

第2条 交際費は、支出内容及び相手方が適当であり、社会通念上妥当と認められる範囲において支出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、政治活動又は宗教活動に係る個人又は団体には支出しない。

(支出区分等)

第3条 交際費は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める内容に係る経費について支出するものとし、その支出基準は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

- (1) 弔慰金 香料、弔電等
- (2) 見舞金 病気等
- (3) 御祝金 慶事、祝賀会、各種団体懇親会、大会等
- (4) 懇談会費 意見交換、情報収集のための懇談会等
- (5) 会費 年会費、参加費の定められた会議等
- (6) 賛助費 協賛費等の定められた各種団体の大会等
- (7) 手土産代 手土産品等
- (8) その他 その他必要と認められる経費

(公表)

第4条 交際費の公表は、毎年その支出内容を議会のホームページに掲載する方法で行うものとする。

(見直し)

第5条 この基準は、社会経済状況の変化を考慮し、適宜見直すものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。

(加東市議会及び加東市議会議長交際費に関する取扱基準の廃止)

2 加東市議会及び加東市議会議長交際費に関する取扱基準(平成18年制定)は、廃止する。

別表第1（第3条関係）
加東市議会議長交際費支出基準額表

番号	区分	金額
1	弔慰金	別表第2のとおり
2	見舞金	10,000円とする。病気等の見舞いは、本人の場合に行う。
3	御祝金	10,000円以内とする。ただし、慣習等により特に必要と認められる場合は議長協議の上決定する。
4	懇談会費	10,000円以内とする。ただし、特に必要と認められる場合は議長協議の上決定する。
5	会費	会議等に出席に要する金額は、定められた額とする。
6	賛助費	協賛費等の金額は、定められた額とする。
7	手土産代	各種団体等関係者の来訪又は訪問に対する手土産代は、議会運営上の貢献度、接遇に当たる相手方の負担などを考慮して決定する。
8	その他	社会通念上、妥当と認められる範囲内での金額

別表第2（第3条関係）
香料及び弔電

区分	弔電	香料（円）
市議会議員又は元市議会議員	○	10,000
市長、副市長又は教育長	○	10,000
元市長、元副市長又は元教育長	—	5,000
地元選出の国会議員又は県会議員	—	10,000
名誉市民	—	別に協議
そのほか議長が特に必要と認める者	別に協議	

弔辞

1. 市議会議員

加東市議会議員互助会規約

(名称)

第1条 この会は、加東市議会議員互助会（以下「会」という。）という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、加東市議会事務局に置く。

(会員)

第3条 この会の会員は、加東市議会議員をもって組織する。

(目的)

第4条 この会は、スポーツその他の趣味を通じ、会員相互の親睦、品性の高揚、知識の啓発等、福利厚生を増進を目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の教養、文化の育成に関すること。
- (2) 会員の健康維持、健康増進に関すること。
- (3) 会員及びその家族の慶弔に関すること。
- (4) その他この会の目的を達成するために必要な事業。

(役員)

第6条 この会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 会 計 1人
- (4) 監 事 1人

(役員を選出)

第7条 役員は、次のように選出する。

- (1) 会長は、議長をもって充てる。
- (2) 副会長は、副議長及び議会運営委員長をもって充てる。
- (3) 会計は、総務文教常任委員長をもって充てる。
- (4) 監事は、産業厚生常任委員長をもって充てる。

(役員の任務)

第8条 会長は、この会を代表し業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- 3 会計は、会計事務を処理する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第9条 この会の役員の任期は、その役職の在任期間とする。

(職員)

第10条 この会の事務を処理するために、職員を置く。

- 2 職員は、加東市議会事務局職員をもって充てる。
- 3 職員は、会長の命を受け、この会の事務を処理する。

(総会)

第11条 総会は、会員をもって組織する。

(総会の招集及び議長)

第12条 総会は、毎年1回会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長とする。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改廃に関する事項

- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (4) その他この会に関する事項で会長が必要と認めるもの
(総会の定足数)

第14条 総会は、会員の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

(会計)

第15条 この会の経費は、会費、その他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第16条 会費は、月額2,000円とし、会員の毎月の報酬から控除して徴収する。ただし、特に必要があるときは、役員で協議し臨時会費を徴収することができる。

2 補欠選挙により新たに会員となった者については、会員となった月から会費を徴収する。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、毎年11月1日に始まり翌年の10月31日に終える。

(監査)

第18条 監事は毎年1回以上経理状況及び事業の執行状況を監査し、総会に報告しなければならない。

(清算)

第19条 第17条の規定にかかわらず、議員の任期満了又は議会の解散により全員会員でなくなった場合は、その時点において収支清算し、残余金を会員に還付する。

附 則

この規約は、平成18年4月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年11月1日から施行する。

加東市議会議員互助会慶弔規程

(趣旨)

第1条 この規程は、加東市議会議員互助会規約（平成18年加東市議会規約第1号。以下「規約」という。）第5条第1項第3号の規定に基づき、会員及びその家族の慶弔について必要な事項を定める。

(結婚)

第2条 会員が結婚したときは、祝金30,000円を贈る。

(出産)

第3条 会員又は配偶者が出産したときは、祝金10,000円を贈る。

(病気見舞)

第4条 会員が、病気又は負傷のため入院2週間以上にわたるときは、見舞金10,000円を贈る。

(災害見舞)

第5条 会員が地震、水害、火災、その他不慮の災害によって、住居又は家財の全部又は一部を喪失したときは、次の各号により災害見舞金を贈る。

(1) 家財の損害があり、かつ、住居に損害がない場合 見舞金10,000円

(2) 住居が半壊した場合 見舞金30,000円

(3) 住居が全壊した場合 見舞金50,000円

(弔慰)

第6条 会員又はその家族が死亡したときは、次の各号により弔辞及び香典等を贈る。

(1) 会員の場合 議長の弔辞、弔電、生花1対及び香典20,000円

(2) 家族の場合（会員・配偶者の父母、配偶者、子） 弔電、生花1対及び香典10,000円

(中途退職)

第7条 会員が中途退職したときは、その者の会員期間に応じて、次表に掲げる額を贈る。

期 間	金 額
6箇月以上1年未満	10,000円
1年以上2年未満	20,000円
2年以上3年未満	30,000円
3年以上	50,000円

(金額の決定)

第8条 この規程中定めがないものについては、正副会長の協議により、その都度決定する。

(その他の慶弔)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、慶弔の必要が生じたときは、正副会長は協議の上臨時の措置を講ずることができる。

(返礼の禁止)

第10条 この規程による贈呈を受けたときは、その返礼はしないものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、規約第11条の総会に諮って決めることとする。

附 則

この訓令は、平成18年4月7日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年12月23日から施行する。

2 1 歴代議長・副議長

議 長

代	氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日
1	石 井 義 信	平成18年 4 月 7 日	平成18年10月31日
2	井 上 茂 和	平成18年11月 8 日	平成20年11月13日
3	藤 田 靖 夫	平成20年11月13日	平成22年10月31日
4	長 谷 川 勝 己	平成22年11月 9 日	平成24年11月 8 日
5	井 上 茂 和	平成24年11月 8 日	平成26年10月31日
6	安 田 朗	平成26年11月11日	平成28年11月 8 日
7	藤 尾 潔	平成28年11月 8 日	平成30年10月31日
8	小 紫 泰 良	平成30年11月 9 日	令和 2 年11月 5 日
9	小 川 忠 市	令和 2 年11月 5 日	

副議長

代	氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日
1	浦 元 明 男	平成18年 4 月 7 日	平成18年10月31日
2	二 階 一 夫	平成18年11月 8 日	平成20年11月13日
3	安 田 朗	平成20年11月13日	平成22年10月31日
4	桑 村 繁 則	平成22年11月 9 日	平成24年11月 8 日
5	丸 山 武 彦	平成24年11月 8 日	平成26年10月31日
6	小 紫 泰 良	平成26年11月11日	平成28年11月 8 日
7	磯 貝 邦 夫	平成28年11月 8 日	平成30年10月31日
8	岸 本 眞 知 子	平成30年11月 9 日	令和 2 年11月 5 日
9	高 瀬 俊 介	令和 2 年11月 5 日	

2 2 歴代市長

代	氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日
1	山 本 廣 一	平成18年 4 月30日	平成22年 4 月29日
2	安 田 正 義	平成22年 4 月30日	平成26年 4 月29日
3	安 田 正 義	平成26年 4 月30日	平成30年 4 月29日
4	安 田 正 義	平成30年 4 月30日	令和 4年 4 月29日
5	岩 根 正	令和 4年 4 月30日	

23 議会議員名簿

議席 番号	期数	所属党派	氏 名	住 所	電 話 番 号
1	1	無所属	北原 豊	〒673-1425 西古瀬 429 番地	42-6376
2	1	無所属	別府みどり	〒679-0212 下滝野 4 丁目 29 番地 3	20-3508
3	1	無所属	鷹尾 直人	〒673-1301 黒谷 134 番地 2	47-1420
4	1	無所属	廣畑 貞一	〒673-1341 南山 5 丁目 11 番地 1	47-0166
5	1	共産党	古跡 和夫	〒673-1421 山国 2013 番地 167	090-2705-4731
6	2	無所属	大畑一千代	〒673-1403 下鴨川 604 番地 100	45-0858
7	2	無所属	高瀬 俊介	〒673-1475 吉馬 1576 番地	42-2225
8	3	公明党	長谷川幹雄	〒673-1335 藪 254 番地 1	46-1368
9	3	無所属	石井 雅彦	〒673-1464 上中 3 丁目 27 はぎハツ上中 101	42-1003
10	3	無所属	岸本眞知子	〒679-0202 多井田 553 番地 1	48-2076
11	4	無所属	小川 忠市	〒673-1432 ひろのが丘 7 番地 4	42-5480
12	4	無所属	小紫 泰良	〒673-1431 社 750 番地 3	42-8460
13	自動失職により欠番				
14	5	無所属	桑村 繁則	〒679-0211 上滝野 567 番地 6	48-4703
15	5	無所属	山本 通廣	〒679-0205 北野 96 番地	48-2930
16	5	無所属	井上 茂和	〒679-0221 河高 2431 番地	48-4550

◆加東市議会事務局(庁舎 5 階)◆

〒673-1493 兵庫県加東市社 50 番地

TEL 0795-42-3301(代表)

0795-43-0385(直通)

FAX 0795-42-7960

E-mail gikai@city.kato.lg.jp